

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）と地震に伴い発生した大津波は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害（以下「東日本大震災」という。）であった。このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合や津波警報等が発表された場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第1 計画の目的

地震編 第1章 第1節の「第1 計画の目的」を準用する。

この場合において、同項中「地震災害」とあるのは「津波災害」と、「市町村」とあるのは「沿岸市町」と、「地震防災対策を」とあるのは「津波防災対策を」と読み替える。

第2 計画の性格

地震編 第1章 第1節の「第2 計画の性格」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第3 計画の修正

地震編 第1章 第1節の「第3 計画の修正」を準用する。

この場合において、同項1中「地震防災対策」とあるのは「津波防災対策」と、2（3）中「地震災害対策編」とあるのは「津波災害対策編」と読み替える。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

3 他編の準用と読み替え

地震編を準用する場合には、別に定める場合を除き、必要に応じて、以下のとおり適宜読み替える。

読み替えられる字句	読み替える字句
地震	地震・津波
市町村	沿岸市町

第5 基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の發揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの津波に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や津波ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。

そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報（以下「津波警報等」という。）等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図る

など、具体的かつ実践的な津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

地震編 第1章 第1節 第5の「3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化」を準用する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

地震編 第1章 第1節 第5の「4 被災者等への適時・的確な情報伝達」を準用する。

5 自助・共助による取組の強化

地震編 第1章 第1節 第5の「5 自助・共助による取組の強化」を準用する。

6 二次災害の防止

地震編 第1章 第1節 第5の「6 二次災害の防止」を準用する。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

地震編 第1章 第1節 第5の「7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理」を準用する。

この場合において、同項目中「災害廃棄物の発生を抑制」とあるのは「津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制」と、「耐震化」とあるのは「耐浪化」と読み替える。

8 要配慮者への対応

地震編 第1章 第1節 第5の「8 要配慮者への対応」を準用する。

この場合において、同項目中「孤立集落」とあるのは「津波からの避難後の孤立集落」と読み替える。

9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

地震編 第1章 第1節 第5の「9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実」を準用する。

10 複合災害の考慮

地震編 第1章 第1節 第5の「10 複合災害の考慮」を準用する。

11 多様な主体の参画による防災体制の確立

地震編 第1章 第1節 第5の「11 多様な主体の参画による防災体制の確立」を準用する。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

地震編 第1章 第1節 第5の「12 迅速かつ円滑な復旧・復興」を準用する。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目 的

地震編 第1章 第2節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項目中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第2 組 織

地震編 第1章 第2節の「第2 組織」を準用する。

第3 各機関の役割

1 宮城県

地震編 第1章 第2節 第3の「1 宮城県」を準用する。

2 沿岸市町

沿岸市町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

なお、沿岸市町以外の市町村は、相互応援協定等により沿岸市町の防災活動を支援する。

3 指定地方行政機関

地震編 第1章 第2節 第3の「3 指定地方行政機関」を準用する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

地震編 第1章 第2節 第3の「4 指定公共機関及び指定地方公共機関」を準用する。

5 公共的団体

地震編 第1章 第2節 第3の「5 公共的団体」を準用する。

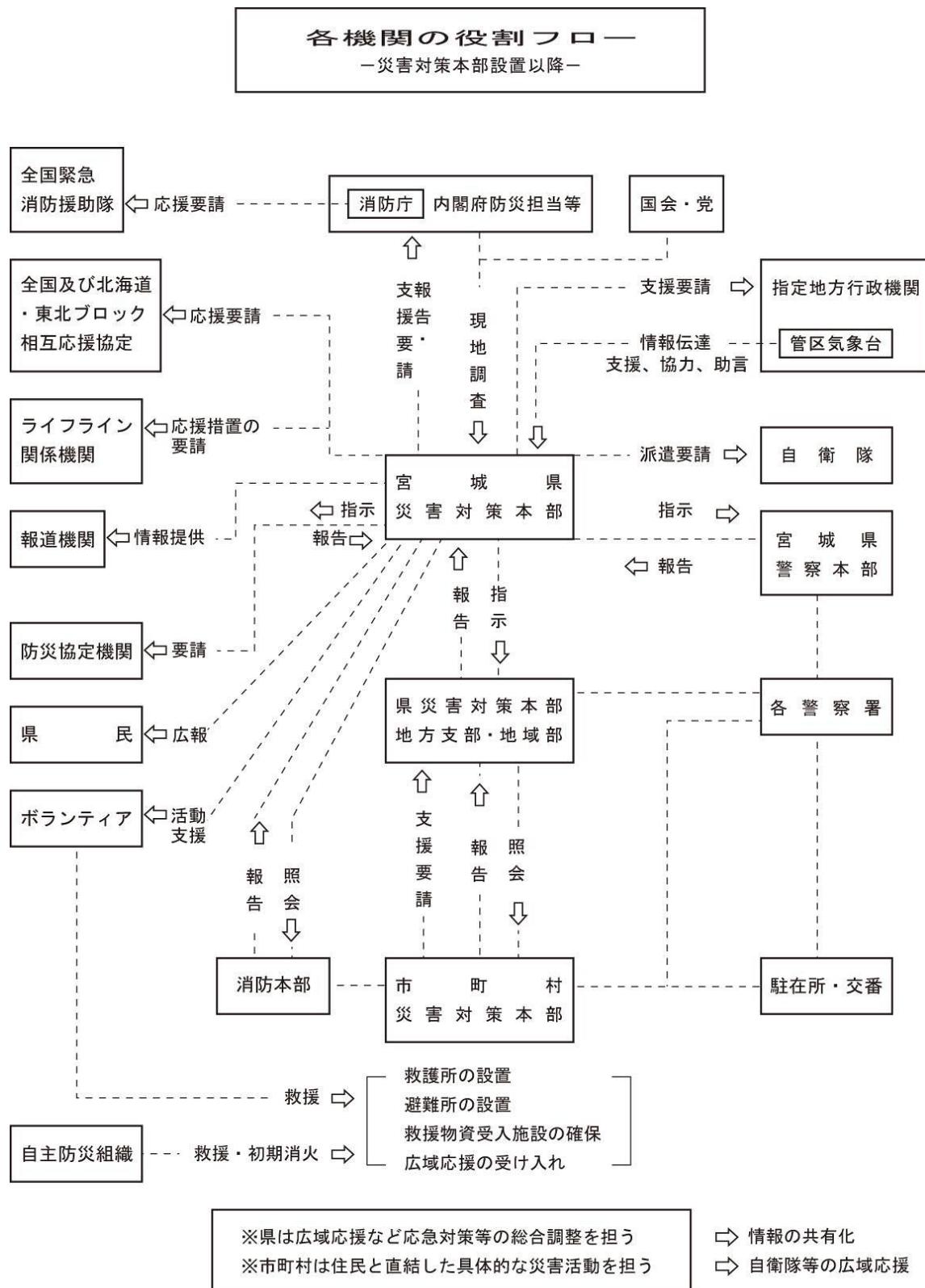
6 県民

地震編 第1章 第2節 第3の「6 県民」を準用する。

この場合において、同項目中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

7 企業

地震編 第1章 第2節 第3の「7 企業」を準用する。



第4 防災機関の業務大綱

地震編 第1章 第2節の「第4 防災機関の業務大綱」を準用する。

この場合において、同項【県・市町村】 市町村(6)中「避難情報の発令及び指定避難所等の開設」とあるのは「避難指示及び高齢者等避難の発令並びに指定避難所等の開設」と読み替える。

第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

地震編 第1章 第2節の「第5 防災行動計画（タイムライン）の作成」を準用する。

第3節 県の概況

地震編 第1章の「第3節 県の概況」を準用する。

第4節 宮城県内の地震等観測体制

地震編 第1章 第4節の「第3 宮城県内の地震等観測体制」を準用する。

この場合において、同項中「緊急地震速報や津波警報等の更新の早期発信が期待されている」とあるのは「緊急地震速報や津波警報等の更新の早期発信が期待されるほか、沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られている」と読み替える。

第5節 宮城県の津波被害

第1 地理的特性と過去の津波被害

宮城県は、三陸沿岸の南端に位置し、牡鹿半島を境に、北は典型的なリアス式海岸で、山地が海岸線付近までせまり、水深が深く奥深い大小の湾が続き、その海岸線は複雑になっている。また、南の仙台湾では、陸棚が沖まで発達し浅い海底が続いている。

さらに、世界で最も地震活動が盛んな環太平洋地震帯に含まれているといった地形・地理的特性がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震による地震津波等の被害）を始め、過去に三陸地震津波（明治29年、昭和8年）や昭和35年発生のチリ地震津波など幾度もの津波による災害を経験し、東日本大震災においては、県内で1万人を超える死者・行方不明者が発生している。

過去の津波では、特にリアス式海岸の気仙沼市、女川町、旧志津川町（現南三陸町）での被害が大きかったが、東日本大震災では、石巻市以南の平野部も含め、県内沿岸部のほぼ全域で甚大な被害が発生した。

宮城県における主な津波災害（明治以降）は、次のとおりである。

宮城県における主な津波災害（明治以降）

区分 名称 (災害種別)	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 (人)	軽症者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その他 被害	被害総額 (千円)	発生期日	震源	マグニチ ュード	最大 波高 (m)
明治三陸地震 (大津波)	3,452		1,241			985						1896年 明治29年6月15日	三陸沖	8.2	
三陸地震 (津波)	308		145		528		1,520	948				1933年 昭和8年3月3日	三陸沖	8.1	只越 7
十勝沖地震 (津波)									有			1952年 昭和27年3月4日	十勝沖	8.2	雄勝 1.9
(地震・津波)										軽微		1958年 昭和33年11月7日	択捉島 南東沖	8.1	
チリ地震津波 (大津波)	41	12	625		1,206	899	307	6,097	779	有	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	チリ沖	9.5	牡鹿 5.4
(津波)										有	89,657	1963年 昭和38年10月13日	択捉島 南東沖	8.1	
(津波)										有	97,237	1964年 昭和39年3月28日	アラスカ 南部	9.2	
1968年十勝沖地震(地震・津波)	1		1					54		有	1,932,053	1968年 昭和43年5月16日	青森県 東方沖	7.9	
平成6年(1994年) 北海道東方沖 地震(津波)										有	535,036	1994年 平成6年10月4~5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.42
平成15年(2003年) 十勝沖 地震(津波)								8		有	95,426	2003年 平成15年9月26日	十勝沖	8.0	鮎川 0.32
(津波)											4,321,139	2010年 注2) 平成22年2月28日	チリ沖	8.8	鮎川 0.78
平成23年(2011年) 東北地方太平 洋沖地震 (地震・大津波) ※	10,570	1,215	502	3,615	83,005	155,130	—	7,796			9,096,893,428	2011年 平成23年3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上

※令和5年2月28日現在（被害総額は令和3年9月30日現在）

注1) 地震発生日は1960年（昭和35年）5月23日

注2) 地震発生日は2010年（平成22年）2月27日

第2 津波対策の方向性

宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報等の情報収集・伝達の手順、高齢者等避難及び避難指示（以下「避難指示等」という。）の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。

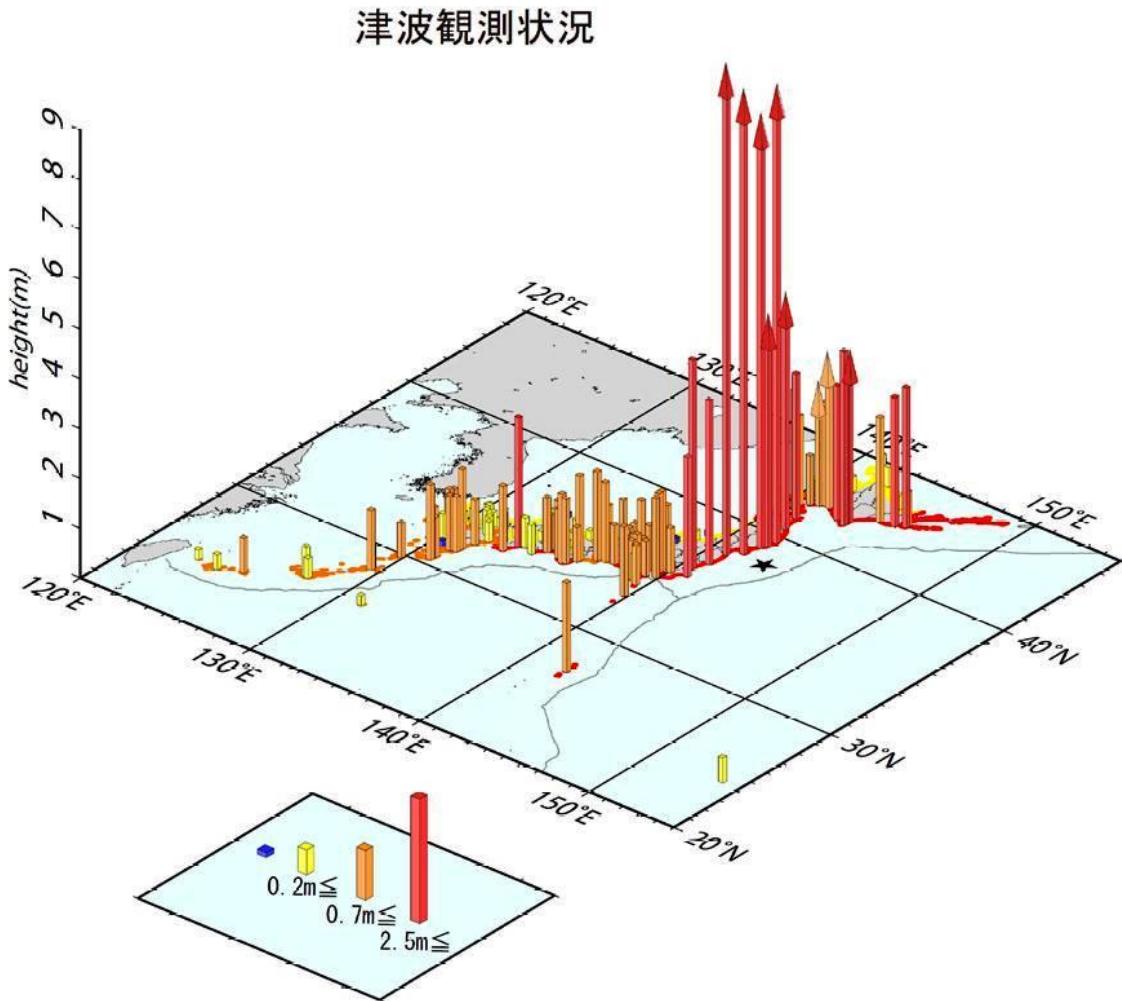
第3 東日本大震災の津波災害の概況

1 津波観測状況

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で1m以上の津波を観測した。また、津波観測施設及びその周辺地域において現地調査を実施し、津波の痕跡の位置等をもとに津波の高さの推定を行った結果、地点によっては10mを越える津波の痕跡が確認されている。

この津波により、東日本の太平洋沿岸各地で甚大な被害が発生した（気象庁技術報告第133号 調査報告 気象庁による。）。

宮城県内の浸水面積は327平方キロメートル（国土交通省国土地理院：概略値）に達した。



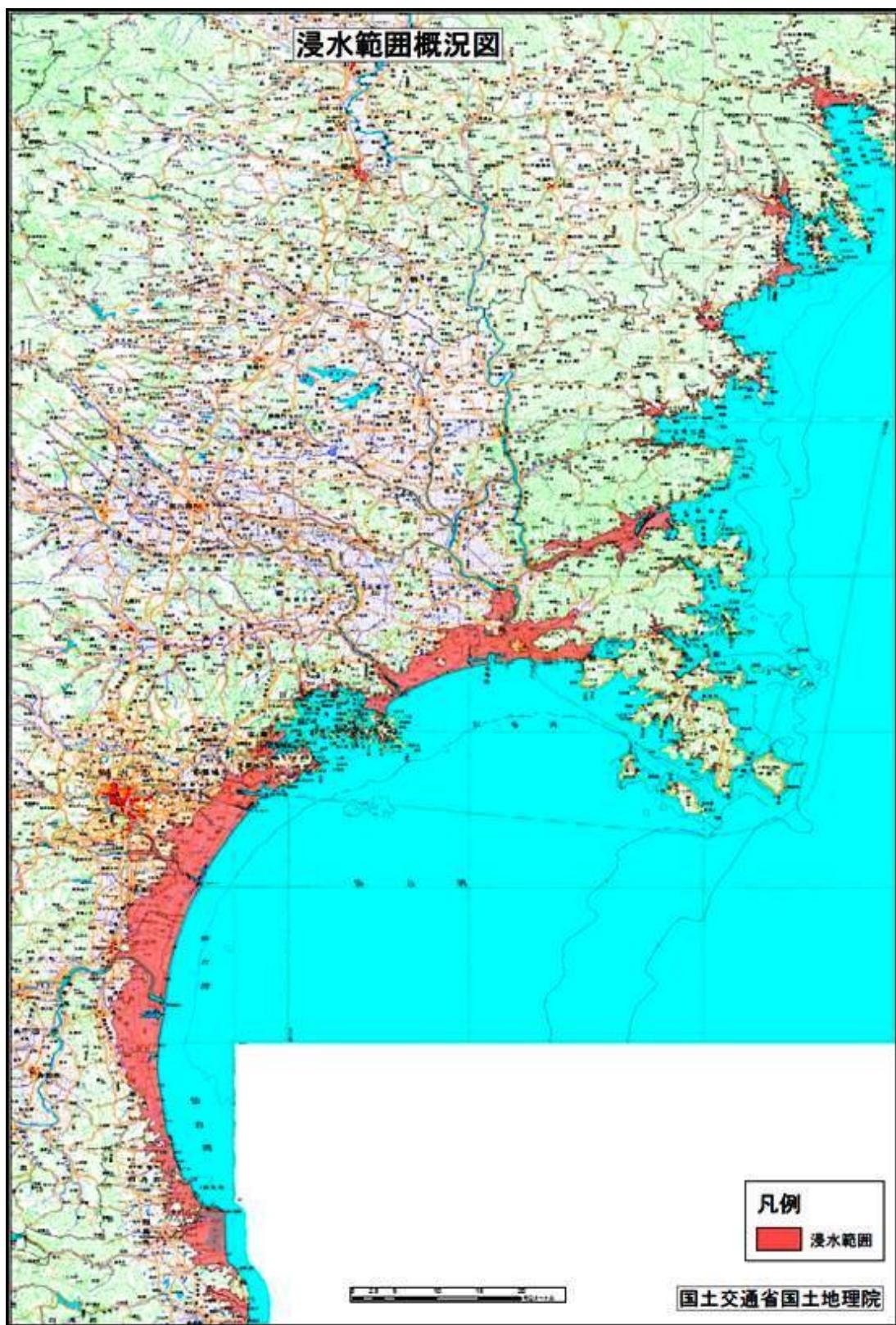
- ※ 矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。
- ※ 当グラフは、気象庁が内閣府、国土交通省港湾局・海上保安庁・国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業（株）の検潮データを加えて作成したもの。

東日本大震災における津波観測状況

気象庁資料

2 津波による浸水状況

東北地方太平洋沖地震により、本県の沿岸15市町は甚大な浸水被害を受けた。また、最大浸水高は、南三陸町（志津川）のT.P. 19.6m、最大遡上高は、女川町のT.P. 34.7mとなっている。



津波の浸水範囲

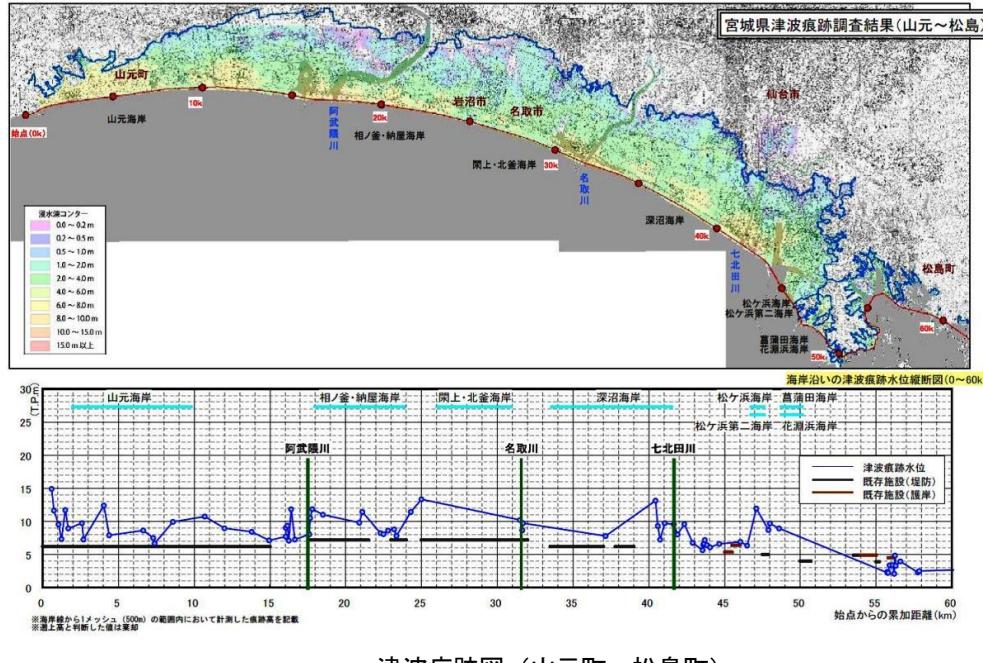
国土地理院資料

津波浸水面積及び痕跡高一覧表

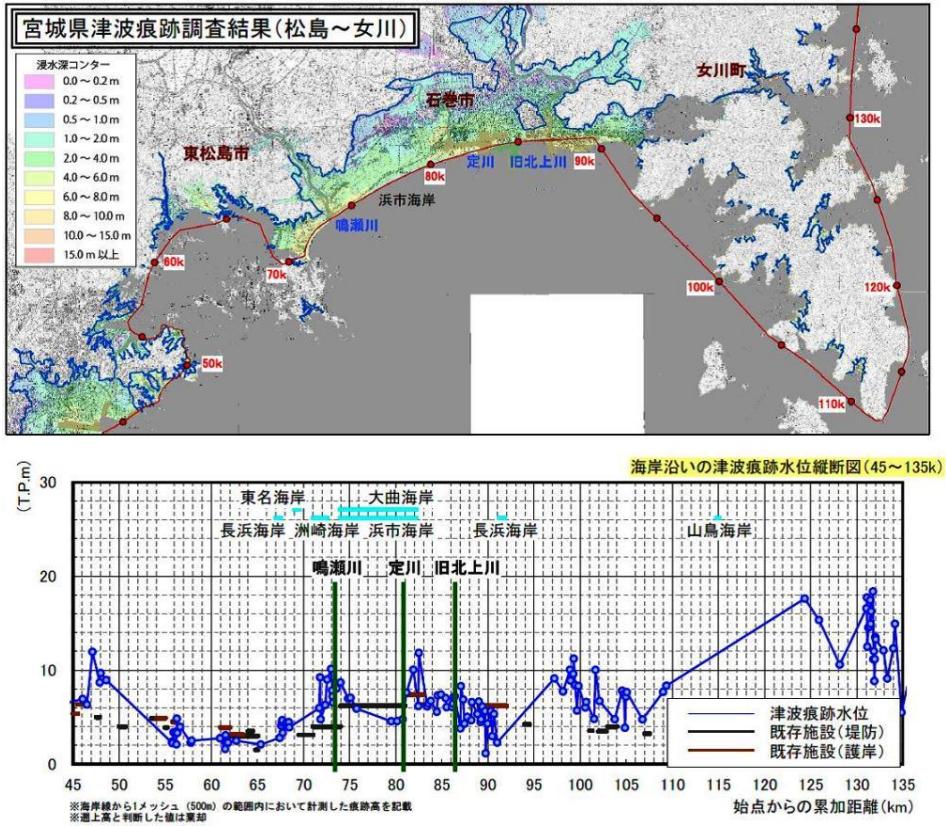
No.	旧市町村	現市町村	面積 (ha)	合併市町村面積 (ha)	最大浸水高 (T. P. m)	最大遡上高 (T. P. m)
1	唐桑町	気仙沼市	129ha	1,833ha	15.2m	21.1m
2	気仙沼市		1,087ha		16.6m	17.3m
3	本吉町		617ha		19.3m	22.3m
4	歌津町	南三陸町	310ha	978ha	18.1m	26.1m
5	志津川町		668ha		19.6m	20.2m
6	北上町	石巻市	974ha	7,700ha	14.4m	17.8m
7	雄勝町		152ha		16.2m	21.0m
8	河北町		1,942ha		5.0m	8.8m
9	河南町		446ha		2.6m	- m
10	石巻市		3,960ha		11.5m	12.0m
11	牡鹿町		227ha		17.5m	26.0m
12	女川町	女川町	293ha		18.5m	34.7m
13	矢本町	東松島市	2,222ha	3,771ha	7.6m	- m
14	鳴瀬町		1,549ha		10.1m	- m
15	松島町	松島町	157ha		2.8m	- m
16	利府町	利府町	14ha		6.3m	- m
17	塩竈市	塩竈市	433ha		4.8m	- m
18	七ヶ浜町	七ヶ浜町	520ha		11.6m	- m
19	多賀城市	多賀城市	623ha		5.5m	- m
20	仙台市宮城野区	仙台市宮城野区	2,092ha		13.9m	- m
21	仙台市若林区	仙台市若林区	2,775ha		11.9m	- m
22	仙台市太白区	仙台市太白区	110ha		2.1m	- m
23	名取市	名取市	2,740ha		11.8m	- m
24	岩沼市	岩沼市	2,828ha		10.5m	- m
25	亘理町	亘理町	3,493ha		8.1m	- m
26	山元町	山元町	2,441ha		14.6m	10.4m
	総計		32,801ha			

※ 面積は、合併前の旧市町と合併後に区分した。

※ 痕跡高は、最大浸水高と最大遡上高に区分した。平野部については内陸部ほど津波高が低くなり浸水高が最も高くなることから、遡上高については記載していない。

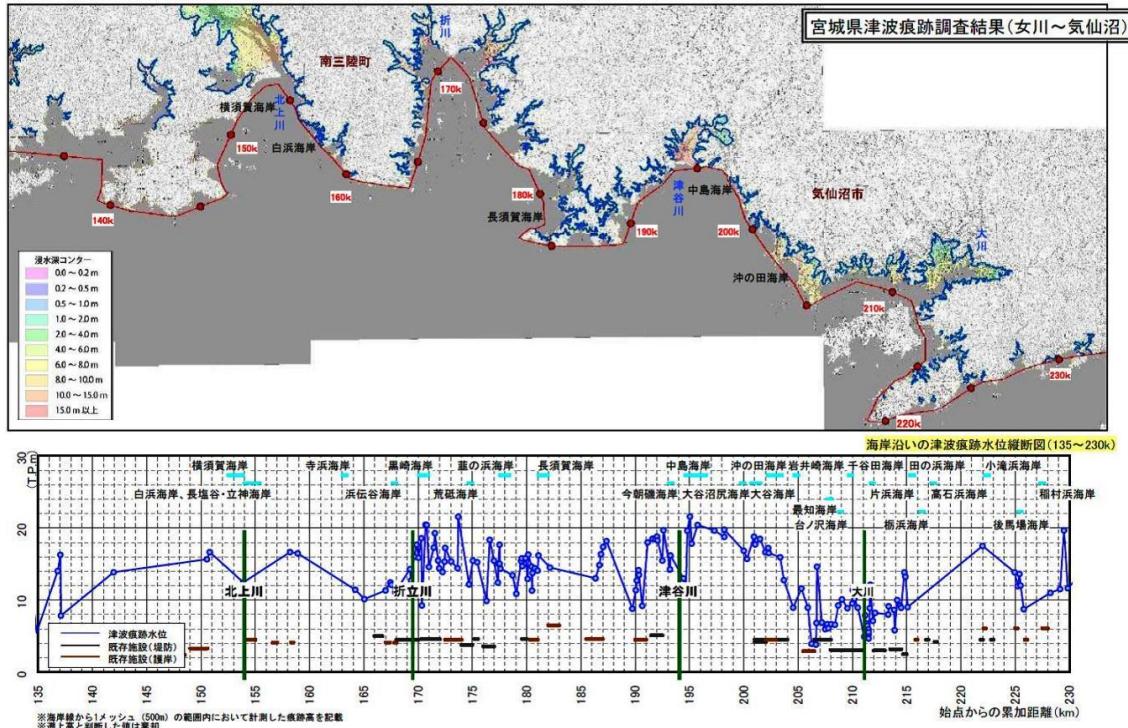


津波痕跡図（山元町～松島町）



津波痕跡図（松島町～女川町）

東日本大震災1年の記録（宮城県十木部） 津波の痕跡調査結果より



津波痕跡図（女川町～気仙沼市）

東日本大震災1年の記録（宮城県土木部） 津波の痕跡調査結果より

3 津波の到達時間

(参考) 津波の到達時間

対象箇所	津波の高さ	最大波の到達時刻	出典
石巻市鮎川	8.6m以上	15:26	気象庁資料

第6節 対象とする津波

第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方

県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を含め、様々な津波を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査する。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。

また、今後起こりうる様々な津波のうち、県の防災対策上重要なものについて、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことや想定手法の限界から、想定やシナリオには一定の限界があることや、被害想定を行ったもの以外の津波が発生する可能性に留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。

第2 想定される津波の考え方

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波
人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。
- 3 津波地震や遠地津波
必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

第3 地震被害想定

地震編 第1章 第5節の「第3 地震被害想定」を準用する。

この場合において、同項中「過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じる」とあるのは「過

去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じる」と読み替える。

第4 第五次地震被害想定調査

地震編 第1章 第5節の「第4 第五次地震被害想定調査」を準用する。

第5 減災目標とその達成に向けた取り組み

地震編 第1章 第5節の「第5 減災目標とその達成に向けた取り組み」を準用する。

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域までの浸水、河川を遡上した津波による氾濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、県内でも1万人を超える死者・行方不明者の発生、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滯や経済的損失となり、本県沿岸部は甚大な被害を受けている。

さらに、地震発生後の津波警報等の発表状況及び沿岸市町から住民への伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定や津波ハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

地震編 第2章 第1節 第1の「1 行政機能の喪失」を準用する。

2 大規模広域災害

地震編 第2章 第1節 第1の「2 大規模広域災害」を準用する。

3 物資の不足

地震編 第2章 第1節 第1の「3 物資の不足」を準用する。

4 不十分な要配慮者対策

地震編 第2章 第1節 第1の「4 不十分な要配慮者対策」を準用する。

5 地域防災力の不足

地震編 第2章 第1節 第1の「5 地域防災力の不足」を準用する。

6 津波被害の拡大

東日本大震災では、従来の津波ハザードマップで示されていた津波浸水予測を大きく上回り、その外側でも人的被害が発生した。また、過去の経験等から、地震直後に避難しなかった方も多かった。

7 住民への情報途絶

地震編 第2章 第1節 第1の「7 住民への情報途絶」を準用する。

この場合において、同項目中「避難」とあるのは「命に関わる津波避難」と読み替える。

8 津波からの避難の阻害

東日本大震災では、避難した場所が津波の被害にあった、人が多くて入りきらなかった、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞で、逃げる

途中に津波に巻き込まれたといった避難路上の問題など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第2 基本的考え方

津波から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくり実現のため、県、沿岸市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される津波の考え方

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
(東北地方太平洋沖地震津波、日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震津波、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震津波)
あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。。
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波
(宮城県沖地震、昭和三陸地震津波)
人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。
- 3 津波地震や遠地津波等
(明治三陸地震津波、チリ地震津波)
必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備、及び「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。
本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。
なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

第2節 津波に強いまちの形成

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、土木部）、沿岸市町

第1 目的

県及び沿岸市町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2 津波浸水想定

県は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じるため、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。

第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

なお、国及び県、沿岸市町は、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。

第4 計画相互の有機的な連携

沿岸市町は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るために、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第5 所有者不明土地の利活用

地震編 第2章 第2節の「第5 所有者不明土地の利活用」を準用する。

第6 地震防災緊急事業五箇年計画

地震編 第2章 第2節の「第6 地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する。

第7 長寿命化計画の作成

地震編 第2章 第2節の「第7 長寿命化計画の作成」を準用する。

第8 石油コンビナート等防災計画への対応

地震編 第2章 第2節の「第8 石油コンビナート等防災計画への対応」を準用する。

第9 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、要配慮者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

2 沿岸市町の対応

(1) 津波災害警戒区域に関する対応

沿岸市町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

イ 地域防災計画での考慮

沿岸市町は、市町の地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

ロ 要配慮者等が利用する施設での対応強化

沿岸市町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報等及び津波に関する情報の伝達方法を定める。

ハ 住民への周知徹底

沿岸市町は、市町の地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ニ 施設所有者又は管理者の取組支援

沿岸市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

ホ 津波による危険の著しい区域への対応

沿岸市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

(2) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

沿岸市町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを

総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

第3節 海岸保全施設等の整備

<主な実施機関>

県（農政部、水産林政部、土木部）、沿岸市町、東北地方整備局、東北森林管理局

第1 目的

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を發揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持などで一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

また、水門・陸閘閉鎖にあたった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに對して海岸保全施設等の整備を進める。

県は、防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の整備や維持管理の強化を実施し、津波防災対策の推進を図る。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

第2 海岸保全施設等の整備

1 本県の海岸保全施設

地震編 第2章 第4節 第2の「1 本県の海岸保全施設」を準用する。

2 事業の実施

海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

また、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、沿岸市町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。避難口を設置する場合は、沿岸市町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。

3 陸閘等の維持管理

海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、沿岸市町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

また、冬季における凍結防止対策を行うなど、水門等が確実に作動するよう配慮する。

4 海岸保全施設被災時の対策

海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

5 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。

6 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さで設定するものと、高潮対策に必要な高さを比較し、いずれか高い方を海岸堤防の計画堤防高とする。

(2) 海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

基本計画堤防高一覧

単位: m (T.P.)

地域海岸名	今次津波痕跡高	対象地震	基本計画堤防高			
			代表高	起点	終点	高さ
唐桑半島東部	14.4	明治三陸地震	11.3	岩手県境	真崎	8.0
				真崎	御崎	11.3
唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	11.2	御崎	大明神崎	11.2
唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	9.9	大明神崎	鶴ヶ浦	9.9
気仙沼湾	14.6	明治三陸地震	7.2	鶴ヶ浦	岩井崎	7.2
気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0
				港町	魚町	5.1
				魚町	大浦	5.0
大島東部	12.1	明治三陸地震	11.8	大初平	龍舞崎	11.8
大島西部	12.1	明治三陸地震	7.0	大初平	浦の浜	7.0
				浦の浜	田尻	7.5
				田尻	龍舞崎	7.0
				岩井崎	大沢	9.8
小泉湾	18.8	明治三陸地震	9.8	大沢	蔵内	14.7

				蔵内	石浜	9.8
志津川湾	20.5	想定宮城県沖地震	8.7	石浜	松崎	8.7
				松崎	神割崎	7.3
追波湾	14.9	明治三陸地震	8.4	神割崎	十三浜	6.5
				十三浜	大須崎	8.4
雄勝湾	16.3	明治三陸地震	6.4	大須崎	尾浦	6.4
雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	9.7	明神	雄勝	9.7
女川湾	18.0	明治三陸地震	6.6	尾浦	崎山	6.6
				湾口防波堤内		5.4
牡鹿半島東部	20.9	明治三陸地震	6.9	崎山	寄磯崎	6.6
				寄磯崎	浜畠	6.9
				浜畠	祝浜	9.1
				祝浜	黒崎	6.9
牡鹿半島西部	10.5	チリ地震	6.0	黒崎	渡波	6.0
万石浦	2.4	チリ地震	2.6	祝田	長浜	2.6
石巻海岸	11.4	高潮にて決定	7.2	長浜	洲崎	7.2
松島湾	4.8	チリ地震	4.3	洲崎	代ヶ崎	4.3
七ヶ浜海岸①	8.9	明治三陸地震	5.4	代ヶ崎	吠崎	5.4
七ヶ浜海岸②	11.6	明治三陸地震	6.8	吠崎	蒲生	6.8
仙台湾南部海岸①	12.9	高潮にて決定	7.2	蒲生	阿武隈川	7.2
仙台湾南部海岸②	13.6	高潮にて決定	7.2	阿武隈川	福島県境	7.2

7 水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

8 海岸防災林及び治山施設の整備

国及び県は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・潮害の防備等の災害防止機能に加え、津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害を軽減するため、海岸防災林及び海岸防災林の機能を補完するための治山施設（防潮工等）の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。

第3 河川管理施設の整備

1 事業の実施

地震編 第2章 第4節 第3の「1 事業の実施」を準用する。

2 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

3 水門・陸閘等の維持管理

河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保、非常用電源の準備など、機能改善に向けた整備を促進する。

第4 港湾・漁港等の施設の耐津波強化

港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や

経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を發揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性及び耐津波性能の確保を図る。

第5 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防衛の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第6 農業用施設等における地震・津波対策

沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第4節 交通施設の災害対策

＜主な実施機関＞

県（企画部、水産林政部、土木部）、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、
東京航空局仙台空港事務所、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、
仙台空港鉄道（株）、宮城県道路公社、仙台市交通局、仙台国際空港（株）

第1 目的

道路、港湾、空港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、港湾、空港、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、未整備部分の解消等ネットワークの充実、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第2 道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震・津波災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から隨時整備を進める。

1 道路

地震編 第2章 第5節 第2の「1 道路」を準用する。

2 橋梁

地震編 第2章 第5節 第2の「2 橋梁」を準用する。

3 トンネル

地震編 第2章 第5節 第2の「3 トンネル」を準用する。

4 道路付属施設

地震編 第2章 第5節 第2の「4 道路付属施設」を準用する。

5 交通管制施設及び交通管理体制の整備

(1) 道路交通管理体制の整備

警察本部は、広域交通管理体制の整備を図るとともに信号機、交通情報板及び交通管制センター等交通管制施設の耐震性や、津波災害に対する安全性を確保し、災害時の道路交通管理体制を整備する。

(2) 交通規制内容の計画及び周知

設定された津波想定に対応する交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

第3 港湾施設

地震編 第2章 第5節の「第3 港湾施設」を準用する。

第4 漁港施設

地震編 第2章 第5節の「第4 漁港施設」を準用する。

第5 空港施設

1 緊急避難体制の構築

(1) 津波避難計画の策定

仙台国際空港株式会社は、地震・津波発生時における、ターミナル地区の旅客、周辺住民、空港関連職員等の避難対策として、広大な用地内のどこにいても避難が可能となり、また、初めての来訪者も円滑に避難できるようにするために、空港における津波浸水予想、津波情報の入手・伝達方法、避難場所、避難経路、避難の初動及び避難場所での安全確保等を定める津波避難計画を策定する。

(2) 避難場所への誘導

仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所へ誘導する。

2 空港機能の早期復旧対策の構築

(1) 津波早期復旧計画の策定

空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、仙台国際空港株式会社は、被災後の空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関する機関の意見・助言等を踏まえ、その行動計画等を定める津波早期復旧計画を策定する。

(2) 漂流物対策の検討

仙台国際空港株式会社は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、国や関係機関とともに漂流物対策に努める。

(3) 電源確保対策の検討

仙台国際空港株式会社は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、国や関係機関とともに仮設電源設備の確保等に努める。

3 応急活動のための対応

地震編 第2章 第5節の「第5 空港施設」を準用する。

第6 鉄道施設

地震編 第2章 第5節の「第6 鉄道施設」を準用する。

第5節 都市の防災対策

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、水産林政部、土木部）、沿岸市町

第1 目的

県及び沿岸市町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模地震・津波災害など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

第2 市街地再開発事業等の推進

地震編 第2章 第6節の「第2 市街地再開発事業等の推進」を準用する。

第3 土地区画整理事業の推進

1 土地区画整理事業による市街地整備

地震編 第2章 第6節 第3の「1 土地区画整理事業による市街地整備」を準用する。

2 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

地震編 第2章 第6節 第3の「2 地域防災計画と都市計画との関連への配慮」を準用する。

第4 都市公園施設

地震編 第2章 第6節の「第4 都市公園施設」を準用する。

第5 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

沿岸市町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

沿岸市町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第6 臨海部の津波対策

県及び沿岸市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組を進める。

第7 津波による漂流物対策の推進

県は、港湾・漁港における防波堤の整備、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化する。

また、漂流物の石油タンク等の危険物施設への衝突を回避するため、防護壁の整備等の対策を実施するよう、関係事業者を指導する。

第6節 建築物等の予防対策

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、土木部、教育庁）、沿岸市町

第1 目的

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

第2 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

(1) 耐震性、不燃性、耐浪性の確保

県、沿岸市町及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関する施設、劇場、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努める。

(2) 停電対策の強化

県、沿岸市町及び施設管理者は、地震・津波災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 特に配慮を要する施設の防災拠点化

行政関連施設、要配慮者に関する施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、県、沿岸市町及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

2 県有建築物

県は、地震による被害を最小限にとどめるため、「県有建築物の耐震診断実施方針」（平成8年2月制定～）に基づき、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら隨時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、精密診断、改修工事等を行っていく。

なお、新築、改築の際、耐震性の一層の確保や、耐浪性の確保に努める。

3 教育施設

地震編 第2章 第7節 第2の「3 教育施設」を準用する。

この場合において、同項目（1）中「校舎等の耐震性の強化」とあるのは「校舎等の耐震性の強化・耐浪性の確保」と読み替える。基本に防災機能の整備・拡充に努める。

4 耐震診断の実施

地震編 第2章 第7節 第2の「4 耐震診断の実施」を準用する。

第3 一般建築物

1 既存の建築物の耐震改修の促進

地震編 第2章 第7節 第3の「1 既存の建築物の耐震改修の促進」を準用する。

2 適正な維持管理の促進

地震編 第2章 第7節 第3の「2 適正な維持管理の促進」を準用する。

3 建築物の耐浪性の確保

やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの耐浪性の確保に努める。

第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

地震編 第2章 第7節の「第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策」を準用する。

第5 落下物防止対策

地震編 第2章 第7節の「第6 落下物防止対策」を準用する。

この場合、同項1中「広告物」とあるのは「階数三以上の窓ガラス」と読み替える。

第6 建物内の安全対策

地震編 第2章 第7節の「第7 建物内の安全対策」を準用する。

第7 高層建築物における安全対策

地震編 第2章 第7節の「第8 高層建築物における安全対策」を準用する。

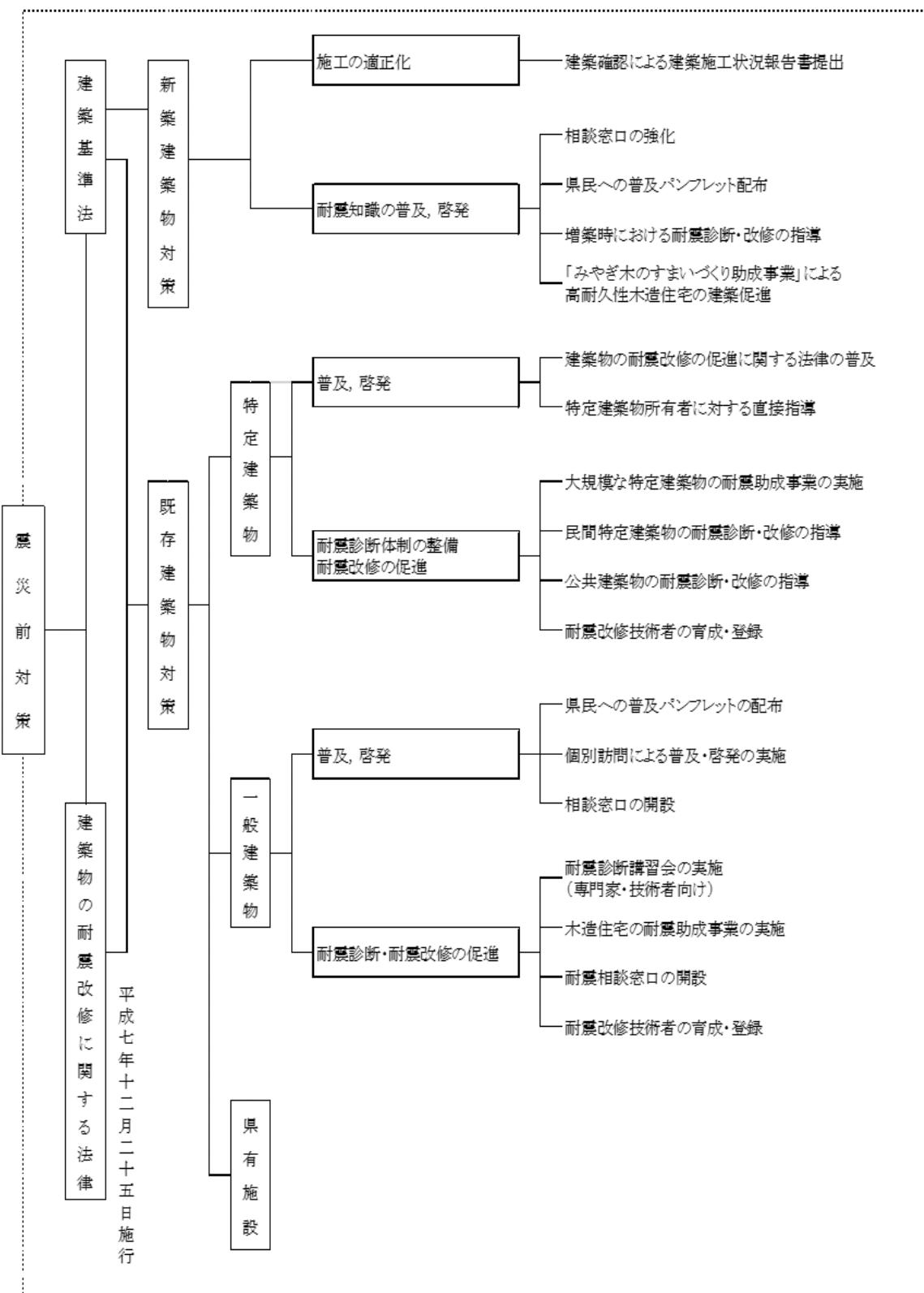
第8 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

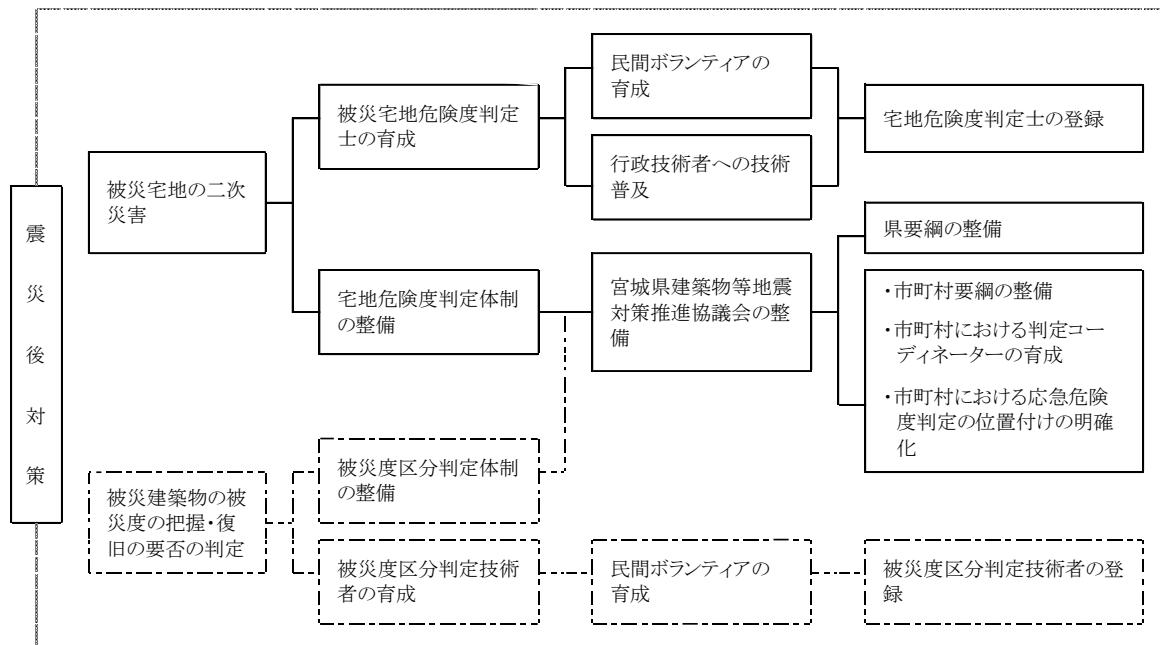
県及び沿岸市町は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げることが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの建築物の耐浪化等に努める。

第9 文化財の防災対策

地震編 第2章 第7節の「第9 文化財の防災対策」を準用する。





第7節 ライフライン施設等の予防対策

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、企画部、環境生活部、土木部、企業局）、沿岸市町、
関東東北産業保安監督部東北支部、東北地方整備局、東北電力（株）宮城支店、
東北電力ネットワーク（株）宮城支社、（一社）宮城県LPGガス協会、塩釜ガス（株）、
石巻ガス（株）、古川ガス（株）、東日本電信電話（株）宮城事業部

第1 目的

地震編 第2章 第8節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「耐震性の強化、液状化対策」とあるのは「耐震性・耐浪性の強化」と読み替える

第2 水道施設

地震編 第2章 第8節の「第2 水道施設」を準用する。

この場合において、同項1（1）中「液状化対策」とあるのは「耐浪性の確保」と、（4）中「水道管の破損等による二次災害を軽減」とあるのは「津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減」と、4（1）中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第3 下水道施設

地震編 第2章 第8節の「第3 下水道施設」を準用する。

この場合において、同項中「耐震性の向上や液状化対策」とあるのは「耐震性・耐浪化の向上」と読み替える。

第4 工業用水道施設

地震編 第2章 第8節の「第4 工業用水道施設」を準用する。

この場合において、同項目中「耐震性の向上や液状化対策」とあるのは「耐震性・耐浪性の向上」と、1中「耐震性強化」とあるのは「耐震性・耐浪性強化」と読み替える。

第5 電力施設

1 火力発電設備

地震編 第2章 第8節 第5の「2 火力発電設備」を準用する。

この場合において、同項目（1）中「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と、「地震動等」とあるのは「地震動・津波浸水想定等」と、「耐震設計」とあるのは「耐震設計や耐浪化の検討」と、（2）中「液状化対策」とあるのは「耐浪化の検討」と読み替える。

2 原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載）

地震編 第2章 第8節 第5の「3 原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載）」

を準用する。

この場合において、同項目中「液状化対策」とあるのは「耐浪化の検討」と読み替える。

3 送電設備

架空送電線路は鉄塔下部、地中送電線路は変電所等の地上機器、それぞれへの津波漂流物の激突による被害が主である。想定しうる最大クラスの津波に対して被害を防ぐような設備とすることは現実的でないことから、設備の被害が電力の供給に与える程度を考慮し、代替性又は多重性などにより津波の影響の軽減対策を行う。

4 変電設備

(1) 変電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、設備対策について検討を行う。

(2) 建物については、建築基準法による耐震設計や耐浪化の検討を行う。

5 配電設備

地震編 第2章 第8節 第5の「6 配電設備」を準用する。

6 通信設備

地震編 第2章 第8節 第5の「7 通信設備」を準用する。

7 電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に加え、医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

8 復旧迅速化のための連携強化

地震編 第2章 第8節 第5の「9 復旧迅速化のための連携強化」を準用する。

第6 ガス施設

1 液化石油ガス施設

地震編 第2章 第8節 第6の「1 液化石油ガス施設」を準用する。

この場合において、同項目(1)ロ中「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と読み替える。

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)並びに(一社)日本ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

イ 使用者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、マイコンメーター等)の設置

ロ 耐震性・耐浪性の向上(ガス導管の地区分割・緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等)

ハ 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消

ニ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

（2）仙台市ガス局の対応

イ 安全管理体制について

港工場、供給管理事務所及び保安担当会社においては、不測の事態に対応できるよう24時間体制をとるとともに、（一社）日本ガス協会及び仙台市ガス工人との緊急連絡体制をさらに整備する。

ロ 港工場における災害予防について

「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めによるほか、関係法令に基づき、主要設備の定期点検及び整備を行う。

ハ 防災教育・訓練について

「仙台市ガス保安規程」等に基づき、職員並びに工事関係者に対して、ガス局の研修機関で防災教育を実施する。

また、仙台市が毎年実施している防災訓練に参加するほか、ガス局独自の訓練を毎年定期的に実施する。

ニ 市民への防災PRについて

定期的に発行する広報誌によりPRを行うほか、検針、ガス設備点検等でお客様を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。

ホ 防災関連器具等の導入について一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか、ガス警報器の設置を促進し、さらに安全装置機能を有する新型消費機器に関する情報の提供を行う。

（3）関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

（4）ガス事業者は、PE管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。

（5）ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。

（6）ガス事業者は、保安電力等重要な電気設備の想定津波高さに応じた津波・浸水対策を実施するとともに、津波による漂流物の衝突により導管が破損することによる二次災害の防止のため、衝突のおそれのある導管を特定し、関係する遮断装置をリスト化するなどの津波対策に努める。

3 広報の実施

地震編 第2章 第8節 第6の「3 広報の実施」を準用する。

この場合において、同項目中「火災等の二次災害防止」とあるのは「津波からの円滑な避難を

確保するため、火災等の二次災害防止」と読み替える。

第7 電信・電話施設

地震編 第2章 第8節の「第7 電信・電話施設」を準用する。

この場合において、同項1（1）中「水防対策を推進」とあるのは「水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進」と、4中「非常電源の確保」とあるのは「津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保」と読み替える。

第8 共同溝・電線共同溝の整備

地震編 第2章 第8節の「第8 共同溝・電線共同溝の整備」を準用する。

第9 廃棄物処理施設

地震編 第2章 第8節の「第9 廃棄物処理施設」を準用する。

第8節 危険物施設等の予防対策

地震編 第2章の「第9節 危険物施設等の予防対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と、第2中「緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討」とあるのは「津波被災時における浸水対策、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討」と、第4-2中「耐震化対策」とあるのは「耐震化・津波対策」と読み替える。

第9節 防災知識の普及

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、教育庁）、沿岸市町、第二管区海上保安本部、仙台管区気象台、
東日本電信電話（株）宮城事業部、各防災関係機関

第1 目的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、津波に関する防災教育、防災訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

また、県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進し、市町村の初動対応等の災害対応能力の向上に努める。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

地震編 第2章 第10節 第2の「1 職員への防災知識の普及」を準用する。

2 住民等への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

イ 総合防災訓練、講演会等の実施

県及び沿岸市町は、住民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民等に周知させる。

ロ 防災とボランティア関連行事の実施

県及び沿岸市町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民等を対象とした、防災関連行事の実施に努

める。

ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討

沿岸市町は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。

(2) 津波ハザードマップ等の活用

イ 各種防災関連データの発信

県及び沿岸市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを津波ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、津波ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

ロ リスクコミュニケーションの実施

県及び沿岸市町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、津波ハザードマップ等を活用し、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有（リスクコミュニケーション）に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

(3) 専門家の活用

県及び沿岸市町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、津波災害に関する専門家の活用を図る。

(4) 普及・啓発の実施

イ 津波の危険性等の周知

県及び沿岸市町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難の指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

ロ 住民等への普及・啓発事項

県及び沿岸市町は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ① 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときによるべき身を守る行動
- ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 地震・津波に関する一般的な知識
- ④ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- ⑤ 災害危険性に関する情報
 - ・ 各地域における避難対象地区
 - ・ 孤立する可能性のある地域内集落 など
- ⑥ 避難行動に関する知識
 - ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
 - ・ 強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - ・ 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - ・ 「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）は海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）
 - ・ 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら、速やかに避難すること
 - ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
 - ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・ 津波が河川を遡上すること
 - ・ 津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしないこと
 - ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
 - ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「可能な限り高く安全な場所」への避難
 - ・ 各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識
 - ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ・ 各地域における避難の指示等の伝達方法 など
- ⑦ 津波の特性に関する情報
 - ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることがあること
 - ・ 第一波が最大とは限らないこと
 - ・ 津波は繰り返し襲ってくること
 - ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火

山噴火等による津波の発生の可能性 など

⑧ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・ 大津波警報や津波警報は、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
- ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること
- ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など

⑨ 家庭内での予防・安全対策

- ・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ・トイレットペーパー等の備蓄
- ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備
- ・ 自動車へのこまめな満タン給油
- ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ロック屏等の転倒防止対策
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など

⑩ 災害時にとるべき行動

- ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・ 自動車運行の自粛
- ・ その他津波警報等が発表された場合や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など

⑪ その他

- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

イ 要配慮者への配慮

県及び沿岸市町は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

□ 観光客等への対応

沿岸市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、沿岸市町及び施設管理者は、津波注意、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）を示す標識を設置するなど、広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

イ 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び沿岸市町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

□ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

県及び沿岸市町は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

県及び沿岸市町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

イ 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

ロ 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ハ 第二管区海上保安本部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。

(3) 船舶への防災知識の普及

沿岸市町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

- イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。
- ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- ハ 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

- イ 津波ハザードマップの作成・周知

県及び沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域の津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4 国土交通省）を参考に作成する。

- ロ 津波ハザードマップの有効活用

沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報掲示

- イ 円滑な避難を支援するための情報掲示

県及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

- ロ 浸水高等を示す場合の留意点

県及び沿岸市町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

県及び沿岸市町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者

も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

県及び沿岸市町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

県及び沿岸市町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

地震編 第2章 第10節 第2の「6 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。

第3 学校等教育機関における防災教育

地震編 第2章 第10節の「第3 学校等教育機関における防災教育」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と、5中「市町村単位」とあるのは「市町単位」と読み替える。

第4 県民の取組

地震編 第2章 第10節の「第4 県民の取組」を準用する。

第5 防災指導員の養成

地震編 第2章 第10節の「第5 防災指導員の養成」を準用する。

第6 災害教訓の伝承

大規模災害は、発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、東日本大震災等の大規模災害の教訓を生かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかりと後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

地震編 第2章 第10節 第6の「1 資料の収集及び公開」を準用する。

2 伝承機会の定期的な実施

地震編 第2章 第10節 第6の「2 伝承機会の定期的な実施」を準用する。

3 石碑やモニュメントの継承

地震編 第2章 第10節 第6の「3 石碑やモニュメントの継承」を準用する。

4 伝承の取組

地震編 第2章 第10節 第6の「4 伝承の取組」を準用する。

5 津波浸水表示板の設置

実物大の津波ハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置する。

第10節 地震・津波防災訓練の実施

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、教育庁）、沿岸市町、東北総合通信局、各防災関係機関

第1 目的

地震編 第2章 第11節の「第1 目的」を準用する。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

県及び沿岸市町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

地震編 第2章 第11節 第2の「2 地域の実情に応じた内容」を準用する。

3 具体的かつ実践的な内容

県及び沿岸市町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

4 目的及び内容の明確な設定

地震編 第2章 第11節 第2の「3 目的及び内容の明確な設定」を準用する。

この場合において、同項目中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

5 課題の発見

地震編 第2章 第11節 第2の「4 課題の発見」を準用する。

6 フィードバック

地震編 第2章 第11節 第2の「5 フィードバック」を準用する。

第3 県の防災訓練

地震編 第2章 第11節の「第3 県の防災訓練」を準用する。

第4 沿岸市町の防災訓練

地震編 第2章 第11節の「第4 市町村の防災訓練」を準用する。

第5 防災関係機関の防災訓練

地震編 第2章 第11節の「第5 防災関係機関の防災訓練」を準用する。

第6 救助・救急関係機関の教育訓練

地震編 第2章 第11節の「第6 救助・救急関係機関の教育訓練」を準用する。

第7 通信関係機関の非常通信訓練

地震編 第2章 第11節の「第7 通信関係機関の非常通信訓練」を準用する。

第8 学校等の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 校園外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 4 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、沿岸市町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第9 企業の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、避難者の受け入れ等の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- 1 避難訓練
- 2 消火訓練
- 3 救急救命訓練
- 4 災害発生時の安否確認方法
- 5 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- 6 災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練
- 7 災害救助訓練
- 8 沿岸市町、自治会、他企業との合同防災訓練
- 9 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第10 訓練及び普及内容

県及び沿岸市町等防災関係機関は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

<考えられる訓練内容>

1 津波警報等、津波情報等の収集、伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。
2 津波避難訓練	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。
3 津波防災施設操作訓練	①誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。 ②津波予想到達時間内に操作完了が可能か。 ③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするか。などの現実に起こり得る想定の中で訓練を実施する。
4 津波監視訓練	高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

1 一般住民に対する内容

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、各沿岸市町が定めている避難対象地域に所在している場合、直ちに指定された避難場所へ避難する。
- (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来るおそれがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- (2) 津波警報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。
なお、沿岸市町とあらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
イ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全

水域（以下「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討するなど、人命を最優先に対処する。

- ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- ハ 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、増し航いを取る等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。
- 二 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

第11節 地域における防災体制

地震編 第2章の「第12節 地域における防災体制」を準用する。

この場合において、同節第1中「消防団」とあるのは「消防団及び水防団」と、第4 1 (1) 中「家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者」とあるのは「救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者」と、2 (3) 中「建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生」とあるのは「建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者、津波に流され漂流している者や溺れた者等が発生」と読み替える。

第12節 ボランティアのコーディネート

地震編 第2章の「第13節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第13節 企業等の防災対策の推進

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、経済商工観光部）

第1 目的

地震編 第2章 第14節の「第1 目的」を準用する。

第2 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震・津波発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び沿岸市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 帰宅困難者対策の実施

地震・津波発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(4) 市町村長への報告

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当

該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告する。。

2 県、沿岸市町及び防災関係機関の役割

地震編 第2章 第14節 第2の「2 県、市町村及び防災関係機関の役割」を準用する。

第3 企業等の防災組織

地震編 第2章 第14節の「第3 企業等の防災組織」を準用する。

この場合において、同項8中「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と読み替える。

第14節 津波調査研究等の推進

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、土木部）、沿岸市町、防災関係機関

第1 目的

地震編 第2章 第15節の「第1 目的」を準用する。

第2 県における調査

地震編 第2章 第15節の「第2 県における調査」を準用する。

第3 調査研究の連携強化

津波対策として、平成15年に発足した宮城県津波対策連絡協議会などを中心に産学官の連携体制（ネットワーク）を整備し、地域の津波防災力の向上を図る。

第4 津波監視システムの整備

沿岸市町は、災害時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

第5 被災原因の分析及びフィードバック

地震編 第2章 第15節の「第4 被災原因の分析及びフィードバック」を準用する。

第6 防災対策研究の国際的な情報発信

地震編 第2章 第15節の「第5 防災対策研究の国際的な情報発信」を準用する。

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、水産林政部、土木部）、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、

仙台管区気象台、第二管区海上保安本部、東日本電信電話（株）宮城事業部

第1 目的

津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

また、三陸沿岸地域においては、他県との調整を行い、県境を越えた情報連絡・提供などの連携に努める。

第2 津波の観測・監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

仙台管区気象台は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。

（津波警報等の種類については第3章第1節第4を参照）

沿岸市町は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

2 観測情報の共有化

県、沿岸市町及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

3 伝達体制の整備

東北地方整備局は、G P S 波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに関係地方公共団体等へ伝達できる体制の整備を推進する。

県内津波観測施設等設置箇所一覧

設置箇所	東北地方整備局	仙台管区気象台	市町・消防本部	計
仙台市	1			1
石巻市	2	1		3
塩竈市			塩釜地区消防事務組合 (1)	1
気仙沼市	1		気仙沼市 (5)	6
名取市			名取市 (1)	1
松島町			塩釜地区消防事務組合 (1)	1
七ヶ浜町			塩釜地区消防事務組合 (1)	1
南三陸町			南三陸町 (3)	3
計	4	1	12	17

第3 避難指示等の伝達体制の整備

1 県の対応

県は、「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」を活用し、仙台管区気象台からの津波警報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し、初動体制の確立を図る。また、津波注意報・津波警報・大津波警報について通報を受けたときは、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）による伝達と併せて電子メールにて沿岸市町及び沿岸消防本部へ通知し、関係市町へは電話連絡を行う。

2 沿岸市町の対応

(1) 避難指示等の発令基準の設定

イ 発令基準の策定・見直し

沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

また、沿岸市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ロ 発令基準策定の支援

県は、沿岸市町による発令基準の策定や見直しを支援する。

ハ 伝達体制の整備

県及び沿岸市町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

ニ 国又は県に対する助言の要請

沿岸市町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

イ 多様な情報伝達手段の確保

沿岸市町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車、津波フラッグのほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

ロ 確実な伝達方法の確保

沿岸市町は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、Lアラート（災害情報共有システム）等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。

また、沿岸市町は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

ハ 自動車運転者対策

県及び沿岸市町は、走行中の自動車に対し、津波警報等・津波情報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

二 海域海岸利用者対策

県及び沿岸市町は、海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段として津波フラッグの普及に努める。

ホ 要配慮者対策

県及び沿岸市町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。

(3) 伝達内容の検討

沿岸市町は、津波警報等、避難指示等を周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。

その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

沿岸市町は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

沿岸市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せる事のないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

3 警察の対応

警察は、津波警報等が発表された場合の各警察署、関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

4 第二管区海上保安本部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

イ 関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

ロ 在泊船舶に対する伝達

被害が予想される地域の周辺海域の在港船舶に対しては、漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。

ハ 航行船舶に対する伝達

航行船舶に対しては、航行警報、安全通信等により周知する。

ニ 沿岸地域の住民、海水浴客等に対する伝達

被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 東日本電信電話株式会社の対応

(1) 津波警報等伝達の迅速化、確実化

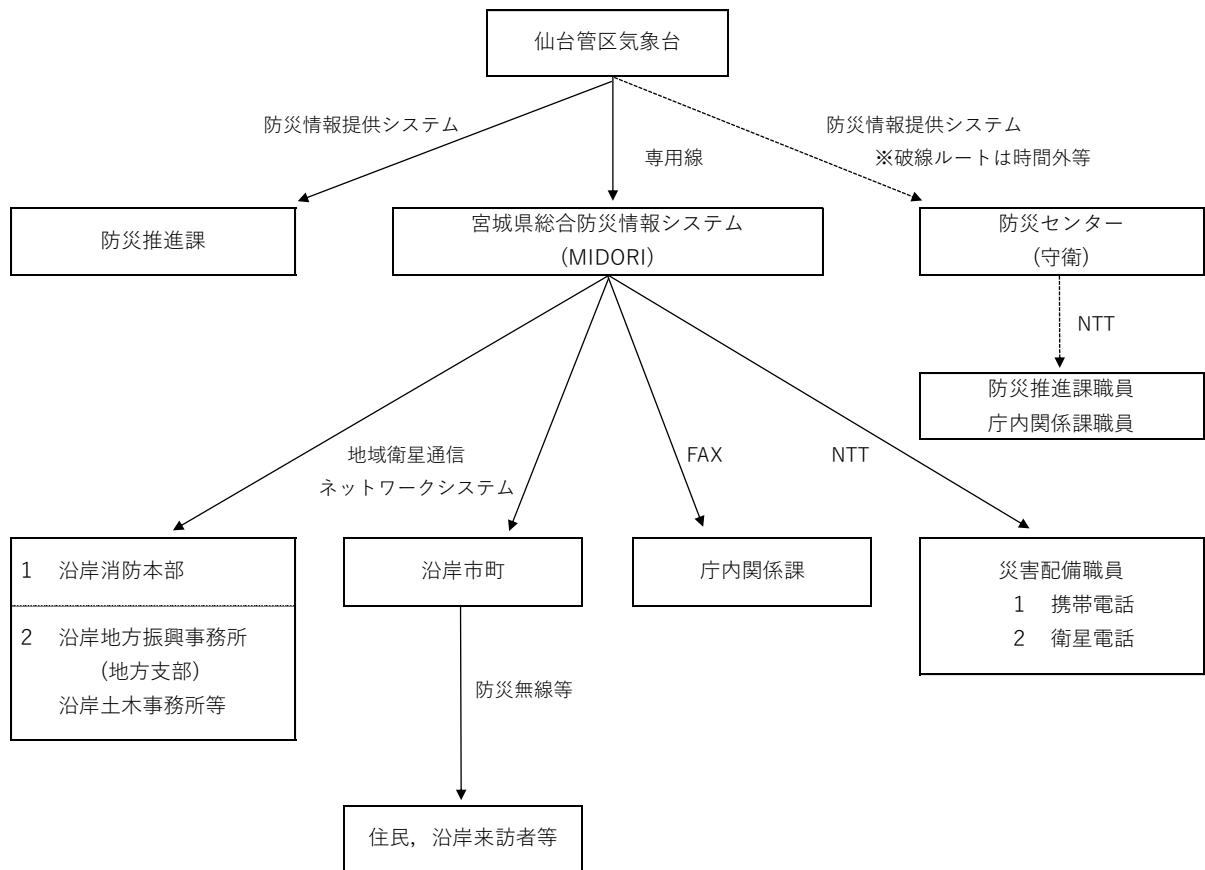
気象業務法に基づき、気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、関係沿岸市町に対し迅速、確実な伝達に努める。

(2) 津波警報等伝達試験の実施

津波警報等伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、定期的にデータの送受信試験を実施し、伝達漏れ等の防止を図る。

第4 役割・責任等の明確化

県は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。



第16節 情報通信網の整備

＜主な実施機関＞

県（総務部、復興・危機管理部、企画部、土木部）、県警察本部、沿岸市町、各防災関係機関、各放送会社

第1 目的

地震編 第2章 第16節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項目中「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と読み替える。

第2 県における災害通信網の整備

1 防災対策の推進等

地震編 第2章 第16節 第2の「1 防災対策の推進等」を準用する。

2 情報伝達ルートの多重化

地震編 第2章 第16節 第2の「2 情報伝達ルートの多重化」を準用する。

3 県防災行政無線の整備拡充

地震編 第2章 第16節 第2の「3 県防災行政無線の整備拡充」を準用する。

4 県と国を結ぶ防災無線網等の整備

地震編 第2章 第16節 第2の「4 県と国を結ぶ防災無線網等の整備」を準用する。

5 総合防災情報システムの機能拡充

地震編 第2章 第16節 第2の「5 総合防災情報システムの機能拡充」を準用する。

6 震度情報ネットワークシステムの整備

地震編 第2章 第16節 第2の「6 震度情報ネットワークシステムの整備」を準用する。

7 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備

地震編 第2章 第16節 第2の「7 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備」を準用する。

この場合において、同項目中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

8 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備

地震編 第2章 第16節 第2の「8 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備」を準用する。

9 インターネットの活用

地震編 第2章 第16節 第2の「9 インターネットの活用」を準用する。

10 非常通信体制の整備

地震編 第2章 第16節 第2の「10 非常通信体制の整備」を準用する。

11 災害関連情報等分析体制の整備

地震編 第2章 第16節 第2の「11 災害関連情報等分析体制の整備」を準用する。

12 地域住民等に対する通信手段の整備

地震編 第2章 第16節 第2の「12 地域住民等に対する通信手段の整備」を準用する。

13 津波情報伝達システムの構築

県は、津波情報伝達システムの構築に向け、国・沿岸市町と連携して推進するよう努める。

14 非常用電源の確保

地震編 第2章 第16節 第2の「13 非常用電源の確保」を準用する。

この場合において、同項目中「浸水する危険性」とあるのは「津波により浸水する危険性」と読み替える。

15 マップ・G I S等の活用

地震編 第2章 第16節 第2の「14 マップ・G I S等の活用」を準用する。

16 被災者支援システムの活用

地震編 第2章 第16節 第2の「15 被災者支援システムの活用」を準用する。

第3 沿岸市町における災害通信網の整備

地震編 第2章 第16節の「第3 市町村における災害通信網の整備」を準用する。

この場合において、同項3中「土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等」とあるのは「津波警報等」と、「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と、6中「地震による道路寸断時等」とあるのは「津波発生時」と、7中「浸水する危険性」とあるのは「津波により浸水する危険性」と、8中「耐震性のある」とあるのは「津波により浸水する危険性が低い」と読み替える。

第4 防災関係機関における災害通信網の整備

地震編 第2章 第16節の「第4 防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。

この場合において、同項中「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と読み替える。

第5 放送施設の整備

地震編 第2章 第16節の「第5 放送施設の整備」を準用する。

第17節 職員の配備体制

地震編 第2章の「第17節 職員の配備体制」を準用する。

この場合において、同節第2-2中「県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）」とあるのは「宮城県に津波注意報が発表されたとき」と、「震度5強（実測値）を観測する地震が発生したとき」とあるのは「津波警報が発表されたとき」と、第3-1中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。

第18節 防災拠点等の整備・充実

<主な実施機関>

県、県警察本部、沿岸市町、防災関係機関

第1 目的

津波災害時における防災対策を推進する上で重要な防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・充実を図る。

なお、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

第2 防災拠点の整備及び連携

地震編 第2章 第18節の「第2 防災拠点の整備及び連携」を準用する。

この場合において、同項中「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と読み替える。

第3 防災拠点機能の確保・充実

地震編 第2章 第18節の「第3 防災拠点機能の確保・充実」を準用する。

第4 ヘリポートの整備

地震編 第2章 第18節の「第4 ヘリポートの整備」を準用する。

第5 防災用資機材等の整備・充実

地震編 第2章 第18節の「第5 防災用資機材等の整備・充実」を準用する。

第6 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

地震編 第2章 第18節 第6の「1 地域内での確保対策」を準用する。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

地震編 第2章 第18節 第6の「2 備蓄困難な資機材の確保対策」を準用する。

3 防災用備蓄拠点の整備

地震編 第2章 第18節 第6の「3 防災用備蓄拠点の整備」を準用する。

4 救助用重機等の確保対策

県及び沿岸市町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。また、津波災害においては、水没している地域の人命検索活動や孤立している住民の救助活動にボートが必要となることから、これらの確保に努める。

第19節 相互応援体制の整備

地震編 第2章の「第19節 相互応援体制の整備」を準用する。

この場合において、同節第1中「地震」とあるのは「津波」と、第4 1 (1) 中「市町村機能」とあるのは「市町機能」と、第7 1 中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と読み替える。

第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

地震編 第2章の「第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。

第21節 火災予防対策

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部）、沿岸市町、第二管区海上保安本部

第1 目的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、火災による人的・物的被害の軽減を図るため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

第2 地震による出火防止、火災予防の徹底

地震編 第2章 第21節の「第2 出火防止、火災予防の徹底」を準用する。

この場合において、同項2中「このため」とあるのは「これらは、津波からの迅速な避難の支障となることから」と読み替える。

第3 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏えい油や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

県は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏えい防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。

2 津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏えいした場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏えいを防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第4 消防力の強化

地震編 第2章 第21節の「第3 消防力の強化」を準用する。

第5 消防水利の整備

地震編 第2章 第21節の「第4 消防水利の整備」を準用する。

第6 消防計画の充実強化

地震編 第2章 第21節の「第5 消防計画の充実強化」を準用する。

第7 海上における火災の防止

地震編 第2章 第21節の「第6 海上における火災の防止」を準用する。

第22節 緊急輸送体制の整備

地震編 第2章の「第22節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

この場合において、同節第2-2中「耐震性」とあるのは「津波災害に対する安全性」と、第3-1中「地震発生後」とあるのは「津波発生後」と、「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と、3(2)イ中「耐震性の確保と倒壊、破損等」とあるのは「耐震性・耐浪性の確保と倒壊、破損、流失等」と、(3)中「避難のために車を利用しない」とあるのは「津波から避難をするためやむをえない場合を除き、避難のために車を利用しない」と読み替える。

第23節 避難対策

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部、企画部、保健福祉部、農政部、水産林政部、土木部、教育庁）、県警察本部、沿岸市町

第1 目的

地震編 第2章 第23節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と、「指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路」とあるのは「指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路」と読み替える。

第2 徒歩避難の原則の周知

1 徒歩避難の原則

地震編 第2章 第23節の「第2 徒歩避難の原則の周知」を準用する。

2 自動車での避難方策の検討

自市町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、沿岸市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第3 指定緊急避難場所の確保

1 沿岸市町の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることや、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等についても検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への

移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「可能な限り高く安全な場所」への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所の指定を終えていない沿岸市町については、速やかに指定を終えるよう努める。

(2) 公共用地等の有効活用

沿岸市町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

沿岸市町は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

沿岸市町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

沿岸市町は、指定緊急避難場所と位置づけられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(6) 指定緊急避難場所の指定基準等

津波を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
- ロ 構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

- ハ 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

- ニ 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。

- ホ 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。

- ヘ 地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であること。

- ト 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時へ

リポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

チ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

リ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

ヌ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

ル 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

ヲ 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

ワ 積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。

2 県の対応

県は、沿岸市町で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。

この場合、上記1(6)の指定基準等のほか、道路交通の利便性にも留意する。

また、津波から迅速に避難できるよう、沿岸市町に対し避難地域及び避難場所、避難路の指定について助言する。

3 道路盛土等の活用

県及び沿岸市町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

第4 津波避難ビル等の確保

1 沿岸市町の対応

(1) 津波避難ビル等の指定

沿岸市町は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、指定行政機関及び県や市町村の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。

(2) 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

イ 津波に対して安全な構造であること。

ロ 基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。）に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。

ハ 耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する）。

ニ 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、避難路に面していること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

(3) 津波避難ビル等の充足状況の確認

沿岸市町は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項

沿岸市町は、津波災害警戒区域内等において、基準水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物を津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるよう体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

2 県の対応

県は、津波避難ビルとして活用されることが想定される県所有施設について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

第5 避難路の確保

沿岸市町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- 5 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 6 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 7 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等
- 8 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

沿岸市町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

地震編 第2章 第23節 第5の「1 避難路・避難階段の整備・改善」を準用する。

2 津波避難の迅速化の考慮

県及び沿岸市町は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

県及び沿岸市町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。

なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

また、高速道路等の緊急車両通行口等の緊急的な利用など、津波発生時のみ通行可能とする道路等の利用ルールを県、沿岸市町及び道路管理者等が一体となって検討する。

4 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

沿岸市町は、指定した避難路について、避難誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

沿岸市町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

沿岸市町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

5 道路の交通容量の確認

地震編 第2章 第23節 第5の「4 道路の交通容量の確認」を準用する。

第7 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

県及び沿岸市町は、消防職員、水防団員、警察官、沿岸市町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

地震編 第2章 第23節 第6の「2 避難誘導・支援の訓練の実施」を準用する。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

地震編 第2章 第23節 第6の「3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備」を準用する。

4 情報入手手段・装備の確保

県及び沿岸市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

5 夜間に備えた対応

本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第8 避難行動要支援者の支援方策

地震編 第2章 第23節の「第7 避難行動要支援者の支援方策」を準用する。

この場合において、同項1中「避難後」とあるのは「津波からの避難後」と、3(2)中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第9 消防機関等の対応

1 救助・救急活動の実施体制確保

地震編 第2章 第23節 第8の「1 救助・救急活動の実施体制確保」を準用する。

2 地域防災計画における対策の策定

沿岸市町は、地域防災計画において、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

3 消防職員の安全確保対策

沿岸市町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、

職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

4 消防団員の安全確保対策

沿岸市町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第10 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

地震編 第2章 第23節 第9の「1 児童生徒等の安全対策」を準用する。

2 避難環境の整備

県及び沿岸市町は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3 連絡・連携体制の構築

地震編 第2章 第23節 第9の「2 連絡・連携体制の構築」を準用する。

この場合において、同項目中「市町村間」とあるのは「市町間」と読み替える。

第11 津波避難計画の策定

1 沿岸市町の対応

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底

沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、積雪寒冷地においては、避難経路上の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。

また、避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を参考とする。

住民への周知内容

- イ 避難対象地域
- ロ 避難指示等を発令する具体的な発令基準及び伝達方法
- ハ 津波情報の収集・伝達の方法
- ニ 避難路及び避難経路、誘導方法
- ホ 避難所の名称、所在地、収容人員
- ヘ 避難場所の名称、所在地、収容人員 など

(2) 地域ごとの避難計画策定支援

沿岸市町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

沿岸市町は、津波ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(4) 避難行動要支援者への配慮

沿岸市町は、避難計画の策定に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

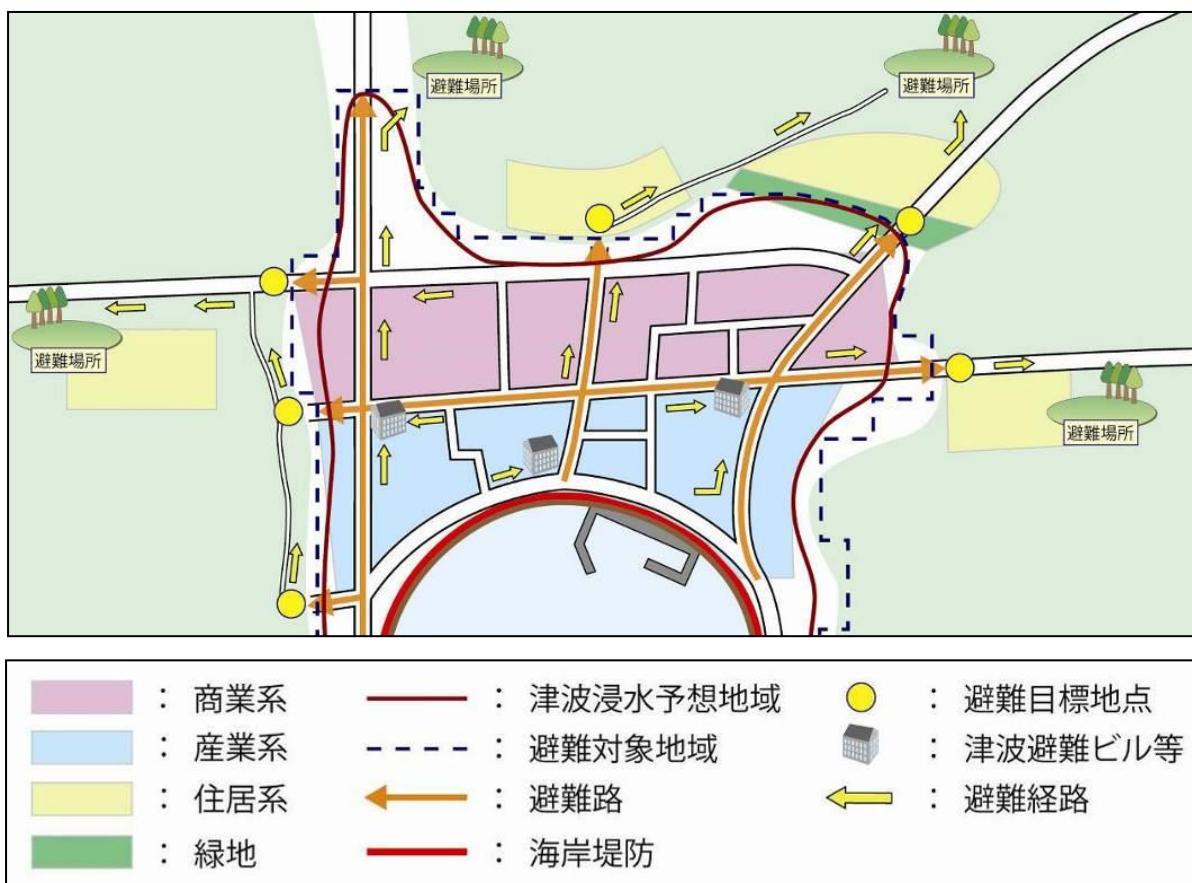
2 県及び防災関係機関の対応

(1) 津波浸水予測図の作成

県は、沿岸市町の津波避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、沿岸市町等へ提供する。

(2) 津波避難計画策定支援への協力

県及び防災関係機関は、津波避難計画の策定に当たり、沿岸市町が行う沿岸住民への支援に対して協力する。



津波避難計画の概念図（リアス部）



津波避難計画の概念図（平野部）

3 公的施設等の管理者

地震編 第2章 第23節 第10の「2 公的施設等の管理者」を準用する。

この場合において、同項目中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第12 避難に関する広報

地震編 第2章 第23節の「第11 避難に関する広報」を準用する。

第24節 避難受入れ対策

<主な実施機関>

県（総務部、復興・危機管理部、企画部、環境生活部、保健福祉部、土木部、教育庁）、

県警察本部、沿岸市町

第1 目的

地震編 第2章 第24節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項目中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第2 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

地震編 第2章 第24節 第2の「1 指定避難所の指定と周知」を準用する。

この場合において、同項目中「倒壊、焼失等」とあるのは「倒壊、焼失、流出等」と読み替える。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

地震編 第2章 第24節 第2の「2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底」を準用する。

3 避難関連施設の整備

沿岸市町は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波から緊急避難先としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

4 指定避難所の代替施設の指定

地震編 第2章 第24節 第2の「3 指定避難所の代替施設の指定」を準用する。

5 指定避難所の指定基準

地震編 第2章 第24節 第2の「4 指定避難所の指定基準」を準用する。

6 避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

沿岸市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(2) 物資等の備蓄

沿岸市町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等に配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

県は、必要に応じて物資等の備蓄を行い、沿岸市町への支援体制の構築に努める。

(3) 津波の被害のおそれのある場所での対応

沿岸市町は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

7 避難所の運営・管理

地震編 第2章 第24節 第2の「6 避難所の運営・管理」を準用する。

8 県有施設を指定避難所とする場合の対応

地震編 第2章 第24節 第2の「7 県有施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。

9 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

地震編 第2章 第24節 第2の「8 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。

10 福祉避難所の確保

地震編 第2章 第24節 第2の「9 福祉避難所の確保」を準用する。

11 広域避難の対策

地震編 第2章 第24節 第2の「10 広域避難の対策」を準用する。

第3 避難の長期化対策

地震編 第2章 第24節の「第3 避難の長期化対策」を準用する。

第4 避難所における家庭動物の対策

地震編 第2章 第24節の「第4 避難所における家庭動物の対策」を準用する。

第5 応急仮設住宅対策

地震編 第2章 第24節の「第5 応急仮設住宅対策」を準用する。

することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

地震編 第2章 第24節 第6の「1 基本原則の周知」を準用する。

2 安否確認方法の周知

地震編 第2章 第24節 第6の「2 安否確認方法の周知」を準用する。

3 企業・学校等の取組の促進

地震編 第2章 第24節 第6の「3 企業・学校等の取組の促進」を準用する。

4 事業継続計画（B C P）

地震編 第2章 第24節 第6の「4 事業継続計画（B C P）」を準用する。

5 避難対策

地震編 第2章 第24節 第6の「5 避難対策」を準用する。

6 徒歩帰宅者対策

地震編 第2章 第24節 第6の「6 徒歩帰宅者対策」を準用する。

7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

地震編 第2章 第24節 第6の「7 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知」を準用する。

8 訓練の実施

地震編 第2章 第24節 第6の「8 訓練の実施」を準用する。

9 帰宅支援対策

地震編 第2章 第24節 第6の「9 帰宅支援対策」を準用する。

10 県管理施設の提供

地震編 第2章 第24節 第6の「10 県管理施設の提供」を準用する。

11 地域協議会等の設置

地震編 第2章 第24節 第6の「11 地域協議会等の設置」を準用する。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

地震編 第2章 第24節の「第7 被災者等への情報伝達体制等の整備」を準用する。

第8 孤立集落対策

地震編 第2章 第24節の「第8 孤立集落対策」を準用する。

この場合において、同項1中「市町村間」とあるのは「市町間」と、4中「耐震化等」とあるのは「耐震化・耐浪化等」と、7中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

地震編 第2章の「第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

この場合において、同節第3及び第4 1中「地震」とあるのは「津波」と、第5 3(2)中「受水市町村」とあるのは「受水市町」と、第6中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と読み替える。

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

地震編 第2章の「第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

この場合において、同節第2 3(2)中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。

第27節 複合災害対策

地震編 第2章の「第27節 複合災害対策」を準用する。

この場合において、同節第2 3(2)中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

第28節 災害廃棄物対策

地震編 第2章の「第28節 災害廃棄物対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「倒壊物・落下物等による障害物」とあるのは「津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物」と、「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と読み替える。

第3章 災害応急対策

本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を超える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、沿岸市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 情報の収集・伝達

<主な実施機関>

県（総務部、復興・危機管理部、農政部、水産林政部、土木部）、県警察本部、沿岸市町、東北総合通信局、東北地方整備局、仙台管区気象台、第二管区海上保安本部、東日本高速道路（株）東北支社、日本郵便（株）東北支社、東日本電信電話（株）宮城事業部、各放送事業者

第1 目的

地震編 第3章 第1節の「第1 目的」を準用する。

第2 緊急地震速報

地震編 第3章 第1節の「第2 緊急地震速報」を準用する。

第3 津波警報等の伝達

1 県の対応

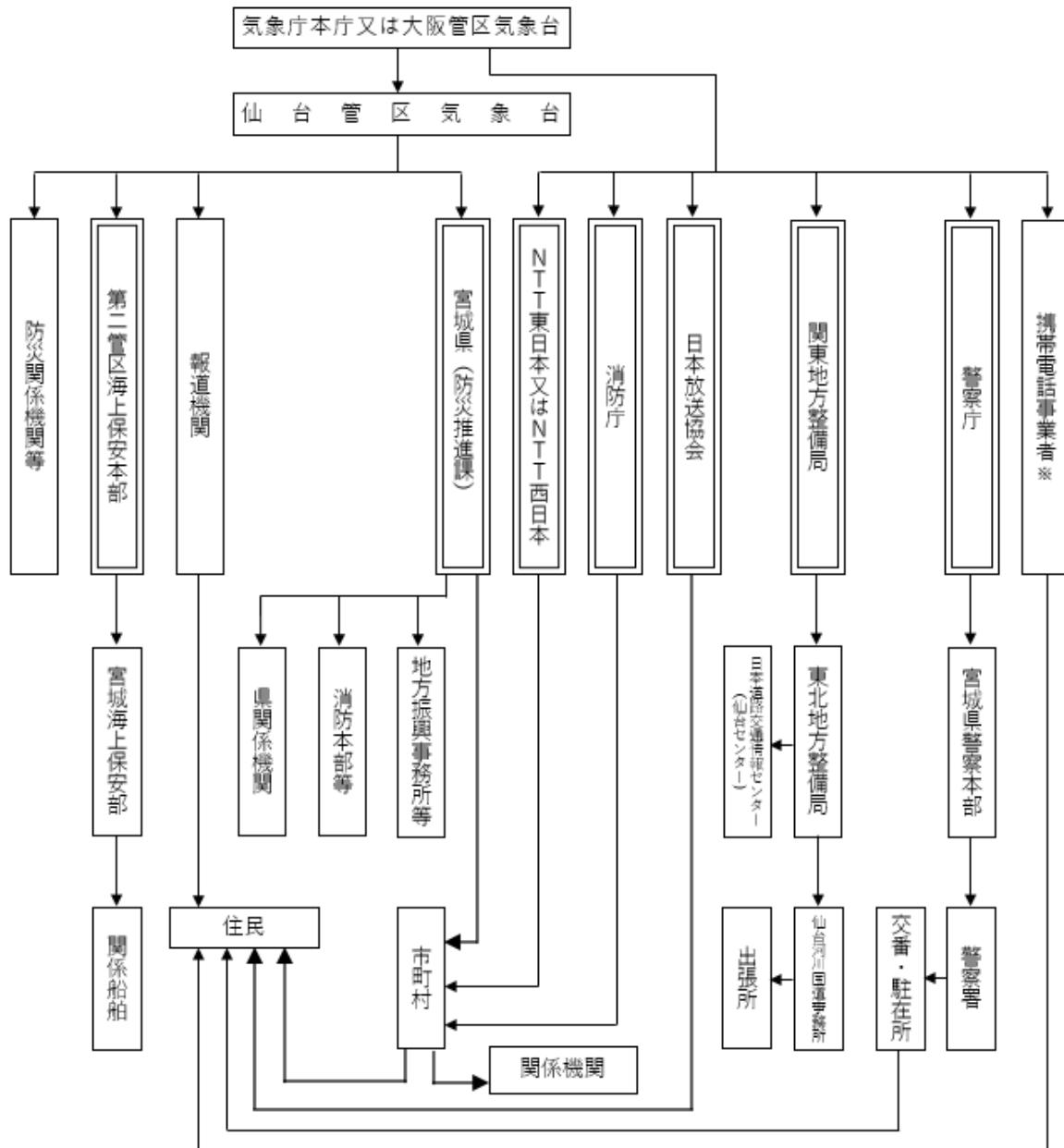
県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）、Lアラート（災害情報共有システム）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。

2 沿岸市町の対応

沿岸市町は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して、迅速かつ的確に住民等に伝達する。

なお、沿岸市町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

【津波警報等の伝達系統図】



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

第4 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。

1 情報の種類

(1) 津波警報等

イ 津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害とるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津

波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

口 津波警報等の留意事項

- (イ) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (ロ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- (ハ) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (二) どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、沿岸市町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (ホ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

イ 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値^(注5))の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表

津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
-------	----------	------------------------

(注5) 沿岸から距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

□ 津波情報の留意事項

(イ) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によつては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(ロ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ハ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(二) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によつては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表

津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海进入到の作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
---	--

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 津波予報区

津波警報等は津波予報区単位で発表され、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

地震編 第3章 第1節 第3の「2 仙台管区気象台からの情報の伝達」を準用する。

3 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第5 北海道・三陸沖後発地震注意情報

地震編 第3章 第1節の「第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報」を準用する。

第6 災害情報収集・伝達

地震編 第3章 第1節の「第5 災害情報収集・伝達」を準用する。

この場合において、同項1(3)中「区域内」とあるのは「区域内（海上を含む）」と、2(10)中「地震の揺れが収まった後に地震の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う」とあるのは、「津波情報の状況を確認のうえ、所管施設の点検を実施し、被害状況の把握を行う」と読み替える。

第7 通信・放送手段の確保

地震編 第3章 第1節の「第6 通信・放送手段の確保」を準用する。

第2節 災害広報活動

地震編 第3章の「第2節 災害広報活動」を準用する。

この場合において、同節第4 1 (4) 中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

第3節 防災活動体制

地震編 第3章の「第3節 防災活動体制」を準用する。

この場合において、同節第1中「県の広い範囲」とあるのは「県沿岸域の広い範囲」と、第4 1 (1) 及び2 (7) 中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

第4節 相互応援活動

地震編 第3章の「第4節 相互応援活動」を準用する。

この場合において、同節第3 6 及び第5 3 中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と読み替える。

第5節 災害救助法の適用

地震編 第3章の「第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第6節 自衛隊の災害派遣

地震編 第3章の「第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第7節 救急・救助活動

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部）、県警察本部、沿岸市町、自衛隊、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東日本高速道路（株）東北支社、

第1 目的

地震編 第3章 第7節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「落下物」とあるのは「流出」と読み替える。

第2 県の活動

地震編 第3章 第7節の「第2 県の活動」を準用する。

第3 警察の活動

地震編 第3章 第7節の「第3 警察の活動」を準用する。

第4 沿岸市町の活動

地震編 第3章 第7節の「第4 市町村の活動」を準用する。

この場合において、同項1中「消防・警察機関」とあるのは「消防・警察機関及び地元漁業関係者等」と読み替える。

第5 消防機関の活動

地震編 第3章 第7節の「第5 消防機関の活動」を準用する。

第6 第二管区海上保安本部の活動

1 地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- (1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊による消火活動、航空機による状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。
- (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどを行う。

- (4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の地震に伴う津波等の二次災害の防止を図る。
- (5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。
- (6) 津波により、沿岸部又は海域において行方不明者が発生した時は、巡視船艇・航空機により捜索を行うとともに、特殊救難隊等による潜水捜索、水中カメラ・ソナー等による捜索を行う。
- 2 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。
- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (3) その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。
- 3 物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第7 住民及び自主防災組織等の活動

地震編 第3章 第7節の「第7 住民及び自主防災組織等の活動」を準用する。

この場合において、同項1中「建物倒壊、火災等」とあるのは「建物倒壊、流出、火災等」と読み替える。

第8 救急・救助活動への支援

地震編 第3章 第7節の「第8 救急・救助活動への支援」を準用する。

第9 惨事ストレス対策

地震編 第3章 第7節の「第9 惨事ストレス対策」を準用する。

第10 感染症対策

地震編 第3章 第7節の「第10 感染症対策」を準用する。

第11 救急・救助用資機材の整備

地震編 第3章 第7節の「第11 救急・救助用資機材の整備」を準用する。

第8節 医療救護活動

地震編 第3章の「第8節 医療救護活動」を準用する。

この場合において、同節第3 2 (1) ハ中「自市町村」とあるのは「自市町」と、(2) ロ中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。

第9節 消火活動

<主な実施機関>

県（復興・危機管理部）、沿岸市町、第二管区海上保安本部

第1 目的

大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、沿岸市町はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。

第2 消火活動の基本

地震編 第3章 第9節の「第2 消火活動の基本」を準用する。

第3 県の対応

地震編 第3章 第9節の「第3 県の対応」を準用する。

第4 沿岸市町の対応

地震編 第3章 第9節の「第4 市町村の対応」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第5 消防機関の活動

地震編 第3章 第9節の「第5 消防機関の活動」を準用する。

この場合において、同項3中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第6 事業所の活動

地震編 第3章 第9節の「第6 事業所の活動」を準用する。

第7 自主防災組織の活動

地震編 第3章 第9節の「第7 自主防災組織の活動」を準用する。

第8 県民の活動

地震編 第3章 第9節の「第8 県民の活動」を準用する。

第9 被災地域以外からの応援

地震編 第3章 第9節の「第9 被災地域以外からの応援」を準用する。

第10節 交通・輸送活動

地震編 第3章の「第10節 交通・輸送活動」を準用する。

第11節 ヘリコプターの活動

地震編 第3章の「第11節 ヘリコプターの活動」を準用する。

第12節 避難活動

<主な実施機関>

県、県警察本部、沿岸市町、第二管区海上保安本部、自衛隊

第1 目的

沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

地震編 第3章 第12節 第1の「1 避難の原則」を準用する。

2 住民がとるべき避難行動

津波による浸水が想定される区域の居住者等の避難行動は立退き避難が基本であり、高台、津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難が考えられる。

津波は突発的に発生することから、津波による浸水が想定される区域の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や沿岸市町長の避難指示等の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。

第2 津波の警戒

- 1 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報等・地震及び津波に関する情報等を県総合防災情報システム（M I D O R I）により県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。特に、特別警報に位置づけられる大津波警報の通報を受けたときは直ちに通知する。
- 2 県及び沿岸市町は、津波警報、避難の指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。
- 3 住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。また、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 4 防潮水門等施設管理者は、作業者の安全最優先の退避ルール及び地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。
- 5 県は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、防災ヘリコプターを出動させ、県警ヘリコプター及び消防ヘリコプターと連携を図りながら、上空か

らの避難広報活動を行う。

- 6 県は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等（沿岸市町等）と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。
- 7 警察は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線若しくは有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統図に従い沿岸市町に通知し、警戒を行う。
また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。
- 8 東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震災害の防災体制に入る。
また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。
- 9 第二管区海上保安本部は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図る。その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
また、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。

第3 避難の指示等

津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合、沿岸市町長は的確な避難指示等を速やかに発令し、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。この際、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、沿岸市町に積極的に助言を行う。

さらに、沿岸市町長は、避難指示等を発令するに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

1 避難の指示等を行う者

地震編 第3章 第12節 第2の「1 避難の指示等を行う者」を準用する。

2 沿岸市町長の役割

沿岸市町長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示等を発令する。

- (1) 津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。
- (2) 避難指示の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、沿岸市町が大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情を勘案し指定する。
- (3) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波

が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する。

なお、過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあっては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。

- (4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

3 知事の役割

地震編 第3章 第12節 第2の「3 知事の役割」を準用する。

この場合において、同項目中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

4 警察の役割

地震編 第3章 第12節 第2の「5 警察の役割」を準用する。

この場合において、同項目(1)中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

5 第二管区海上保安本部の役割

地震編 第3章 第12節 第2の「6 第二管区海上保安本部の役割」を準用する。

6 自衛隊の役割

地震編 第3章 第12節 第2の「7 自衛隊の役割」を準用する。

7 遠地地震の場合の避難指示等

本県から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から日本への津波の有無についての情報を「遠地地震情報」の中で発表する場合がある。沿岸市町は、この「遠地地震情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。。

第4 避難の指示等の内容及び周知

- 1 沿岸市町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を沿岸市町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

- 2 沿岸市町長等が避難の指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- (1) 津波の規模
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難の指示等の理由
- (6) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難の指示等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAX、津波フラッグにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、警察、沿岸市町、自衛隊及び第二管区海上保安本部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、沿岸市町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難の指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路、出火・盗難の予防措置、携行品、その他の誘導措置、その他とする。

(4) 警察の役割

イ 警察署長は、沿岸市町長が発令する避難指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

ロ 警察は、避難の指示等が行われた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。

情報伝達にあたって留意するポイント

何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難の指示等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか（住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者 ・避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難の指示等） ・津波発生後（津波警報等の更新、津波情報、被害状況等） ・津波終息後（津波警報等の解除、津波予報、避難の指示等の解除等）
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線、半鐘、サイレン、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有

- 線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等
 • 情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要配慮者（災害弱者）となりうる者）
 • 津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則（気象庁告示第3号：昭和51年11月16日）で規定する標識を用いる。
 • 津波警報等の伝達を旗で行う場合は、予報警報標識規則（気象庁告示第5号：令和2年6月24日一部改正）で規定する標識を用いる。
- <旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識>

標識の種類	標識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">赤</td> <td style="text-align: center;">白</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">白</td> <td style="text-align: center;">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

<津波注意報標識>

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)
津波注意報、津波警報 及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)

<津波警報標識及び大津波警報標識>

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)

第5 避難誘導

1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。さら

に、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「可能な限り高く安全な場所」への移動等の措置を講ずべきことにも留意する。

2 沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、一時避難場所（津波避難ビル等）へ避難誘導する。

3 沿岸市町は、消防職員、水防団員、沿岸市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、遠地地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。。

4 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒步を原則とする。ただし、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒步による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行う場合、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

5 警察は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線又は有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統に従い沿岸市町に通知し、警戒する。また、パトカー等により広報を行い、津波警戒を周知徹底する。

6 第二管区海上保安本部は、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。

7 県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

第6 避難所の開設及び運営

地震編 第3章 第12節の「第5 避難所の開設及び運営」を準用する。

第7 避難指示等による広域避難

地震編 第3章 第12節の「第6 避難情報等の発令等による広域避難」を準用する。

第8 避難長期化への対処

地震編 第3章 第12節の「第7 避難長期化への対処」を準用する。

第9 帰宅困難者対策

地震編 第3章 第12節の「第8 帰宅困難者対策」を準用する。

この場合において、同項1（1）中「むやみに移動を開始せず」とあるのは「現在いる場所が津波に対して安全である場合は、むやみに移動を開始せず」と読み替える。

第10 孤立集落の安否確認対策

地震編 第3章 第12節の「第9 孤立集落の安否確認対策」を準用する。

第11 広域避難者への支援

地震編 第3章 第12節の「第10 広域避難者への支援」を準用する。

この場合において、同項6中「自市町村」とあるのは「自市町」と読み替える。

第12 在宅避難者への支援

地震編 第3章 第12節の「第11 在宅避難者への支援」を準用する。

第13節 応急仮設住宅等の確保

地震編 第3章の「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

この場合において、同節第2 1 (1) 中「被災市町村内」とあるのは「被災市町内」と読み替える。

第14節 相談活動

地震編 第3章の「第14節 相談活動」を準用する。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

地震編 第3章の「第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第16節 家庭動物の収容対策

地震編 第3章の「第16節 家庭動物の収容対策」を準用する。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

地震編 第3章の「第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第18節 防疫・保健衛生活動

<主な実施機関>

県（環境生活部、保健福祉部、教育庁）、沿岸市町

第1 目的

地震編 第3章 第18節の「第1 目的」を準用する。

第2 防 疫

県及び沿岸市町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうことから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。
- (6) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

地震編 第3章 第18節 第2の「2 感染症発生時の対応」を準用する。

3 防疫用資器材等の確保

地震編 第3章 第18節 第2の「3 防疫用資器材等の確保」を準用する。

4 支援要請

地震編 第3章 第18節 第2の「4 支援要請」を準用する。

第3 保健対策

地震編 第3章 第18節の「第3 保健対策」を準用する。

第4 食品衛生対策

地震編 第3章 第18節の「第4 食品衛生対策」を準用する。

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

地震編 第3章の「第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

この場合において、同節第4 3中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と、3(3)中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。

第20節 災害廃棄物処理活動

<主な実施機関>

県（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部）、沿岸市町、東北地方環境事務所

第1 目的

地震編 第3章 第20節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「建築物の倒壊、火災等」とあるのは「建築物の倒壊、流出、火災等」と読み替える。

第2 災害廃棄物の処理

- 1 被災沿岸市町においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理を行う。
- 2 県は、災害廃棄物の処理について、適切な処理方法を沿岸市町に助言するとともに、必要に応じて広域処理の調整を行う。
- 3 沿岸市町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 4 県及び沿岸市町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
- 5 県及び沿岸市町の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

第3 処理体制

地震編 第3章 第20節の「第3 処理体制」を準用する。

第4 処理方法

地震編 第3章 第20節の「第4 処理方法」を準用する。

この場合において、同項2 (3) 句中「被災市町村」とあるのは「被災市町」と読み替える。

第5 推進方策

地震編 第3章 第20節の「第5 推進方策」を準用する。

第6 海に流出した災害廃棄物の処理

県及び沿岸市町は、国や関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害

廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じる。

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、P C B が含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

第21節 社会秩序維持活動

地震編 第3章の「第21節 社会秩序維持活動」を準用する。

第22節 教育活動

地震編 第3章の「第22節 教育活動」を準用する。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

地震編 第3章の「第23節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第24節 公共土木施設等の応急対策

<主な実施機関>

県、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、第二管区海上保安本部、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台支店、仙台空港鉄道（株）、宮城県道路公社、仙台市交通局、仙台国際空港（株）

第1 目的

地震編 第3章 第24節の「第1 目的」を準用する。

第2 交通対策

1 道路

県公安委員会は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路としての使用が想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 海上及び航空

第二管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通のふくそうが予想される海域における船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の措置を講じる。

港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。

東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に速やかに運航事業者へ情報提供を行い、航空機及び旅客等の安全確保に努める。

3 鉄道

鉄道事業の管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の襲来や津波襲来後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

1から3に掲げる施設の管理者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

第3 道路施設

地震編 第3章 第24節の「第3 道路施設」を準用する。

この場合において、同項目(1)イ中「地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。

第4 海岸保全施設

1 県の対応

地震編 第3章 第24節 第4の「1 県の対応」を準用する。

この場合において、同項目(1)中「地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。

2 東北地方整備局の対応

(1) 緊急点検

海岸事業者は、津波の危険がなくなった後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

(2) 重要施設等の応急復旧

海岸事業者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

(3) 二次災害の防止対策

海岸事業者は、地震・津波発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には沿岸市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。

第5 河川管理施設

1 県の対応

地震編 第3章 第24節 第5の「1 県の対応」を準用する。

この場合において、同項目(1)中「地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。

2 東北地方整備局の対応

(1) 水門設備の自動制御

河川管理者は、津波警報以上が発表された場合は、東北地方整備局が管理する津波浸水区域に設置する水門をJ-ALERT信号を受け自動閉鎖を実施する。

(2) 緊急点検

河川管理者は、津波の危険がなくなった後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(3) 二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。

地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、地震、津波等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

(4) 応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や地震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第6 砂防等関係施設

地震編 第3章 第24節の「第6 砂防等関係施設」を準用する。

この場合において、同項中「地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。

第7 林道、治山施設

地震編 第3章 第24節の「第7 林道、治山施設」を準用する。

この場合において、同項中、「地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」とあるのは「津波の危険がなくなった後」と読み替える。

第8 港湾施設

1 県の対応

港湾管理者は、津波の危険がなくなった後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

港湾施設は、地震・津波災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。

港内には多くの瓦礫等が流され、船の航行に支障を来すことから、支障物の有無及び水深の調査に係る深浅測量を実施後、各港毎に優先順位を付け、国の関係機関と協力し、啓開作業を実施する。

2 東北地方整備局の対応

地震編 第3章 第24節 第9の「2 東北地方整備局の対応」を準用する。

3 第二管区海上保安本部の対応

地震編 第3章 第24節 第9の「3 第二管区海上保安本部の対応」を準用する。

第9 漁港施設

漁港管理者（県及び沿岸市町）は、津波の危険性がなくなった後に漁港施設の被災状況を把握

し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

漁港の航路・泊地内には多くの瓦礫や漁具等が流され、船の航行に支障を来すことから、支障物の有無を確認後、漁港毎に優先順位を付け、啓開作業を実施する。

第10 空港施設

地震編 第3章 第24節の「第11 空港施設」を準用する。

第11 鉄道施設

1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社

(1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

イ 仙台支社対策本部

(イ) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(ロ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ハ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ロ 現地対策本部

(イ) 現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。

(ロ) 本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 防災関係機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

イ J R 電話・N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びF A X を整備する。

ロ 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

ハ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

イ 施設指令は、仙台管区気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

ロ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びSI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転

規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。】

※ SI値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したもの。

(4) 旅客及び公衆等の避難

- イ 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所へ避難するよう指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

- イ 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- ロ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

- イ 大津波警報又は津波警報が発表された場合は運転規制等を実施する。
- ロ 列車の運転方法はそのつど決定する。

2 仙台空港鉄道（株）

(1) 津波注意報が発表されたとき

- イ 運輸指令員は保守担当所長へその旨を通報すること。
- ロ 津波警報に切り替わることを想定して、津波警報が発表されたときの計画を検討すること。

(2) 大津波警報・津波警報が発表されたとき

- イ 運輸指令員は保守担当所長へその旨を通報すること。
- ロ 通報を受けた関係駅長及び保守担当所長は、警備体制をとること。
- ハ 運輸指令員は、津波到達の予想時刻の30分前までに、運転規制区間に進入する列車の運転を見合わせる手配をとること。

また、運転規制区間にある列車については速やかに運転規制区間外に移動又は進出させる手配をとること。

- ニ 運輸指令員は、運転規制区間に駅構内に留置してある車両を把握し、駅長と協議のうえ必要により運転規制区間外に移動又は進出させる手配をとること。

(3) 大津波警報・津波警報が解除されたとき

- イ 運輸指令員は保守担当所長へその旨を通報すること。
- ロ 保守担当所長は、警報解除後に巡回点検を行い、巡回点検状況により運転規制の解除要

請をすること。

- ハ 巡回点検状況については、運輸指令員に報告すること。
- ニ 列車運転見合わせ解除の指令は、保守担当所長の解除要請を受け、運輸指令員が行うこと。
- ホ 大津波警報・津波警報解除後の初列車で速度規制を行い、異常のないことを確かめ運転規制を解除すること。
列車の速度は、35km/h以下に低下して運転する。

(4) 津波警報等の伝達方法

津波警報等を受信した、運輸指令員は直ちに関係箇所へ速報すること。

(5) 巡回点検について

- イ 保守担当所長は、あらかじめ点検する箇所を定めて関係社員に周知しておく。
- ロ 津波警報等が解除された後に、定められた箇所の点検を実施すること。

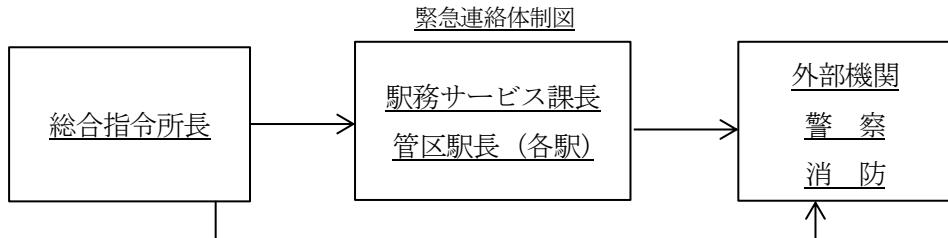
3 仙台市地下鉄

(1) 災害対策本部の設置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全を確保するため、仙台市災害対策本部交通部を設置する。

(2) 緊急連絡体制

災害が発生した場合の緊急連絡体制は下記のとおりである。



(3) 津波の場合の取扱い

総合指令所長は、津波警報が発表され、列車の運転に支障を生じるおそれのあるときは、列車の運休等の措置を講じなければならない。

第12 農地、農業用施設

県及び沿岸市町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震・津波発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 地震・津波により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急

災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は災害復旧事業の主な事業主体となる市町村や土地改良区に対し、除塩対策に関する指導・助言を必要に応じ行う。

また、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第13 都市公園施設

地震編 第3章 第24節の「第14 都市公園施設」を準用する。

第14 廃棄物処理施設

- 1 沿岸市町は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 県は、沿岸市町が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 3 津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。
- 4 県及び沿岸市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 5 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 6 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第15 被災宅地に関する危険度判定などの実施

県は、被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災宅地危険度判定士、沿岸市町、関係団体との連絡体制整備に努める。

- 1 被災宅地の危険度判定業務は、沿岸市町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。
- 2 県は沿岸市町の要請を受け、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第16 県自らが管理又は運営する施設に関する方針

- 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理

上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- イ 津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

(イ) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

(ロ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報・津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

- ロ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

<留意事項>

冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

- ハ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- ニ 出火防止措置

- ホ 飲料水、食料等の備蓄

- ヘ 消防用設備の点検、整備

- ト 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- イ 病院、療養所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

- ロ 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、

(イ) 当該学校等が、所在沿岸市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(ロ) 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの児童生徒等の安全確保のための必要な措置

- ハ 社会福祉施設にあっては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置。

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮することとし、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

地震編 第3章 第24節 第17の「2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置」を準用する。

3 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

地震編 第3章 第24節 第17の「3 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置」を準用する。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

地震編 第3章の「第25節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

第26節 危険物施設等の安全確保

地震編 第3章の「第26節 危険物施設等の安全確保」を準用する。

第27節 農林水産業の応急対策

<主な実施機関>

県（環境生活部、農政部、水産林政部）、沿岸市町

第1 目的

地震編 第3章 第27節の「第1 目的」を準用する。

第2 農業

1 活動体制

地震編 第3章 第27節 第2の「1 活動体制」を準用する。

2 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は災害復旧事業の主な事業主体となる市町村や土地改良区に対し、除塩対策に関する指導・助言を必要に応じ行う。

津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

地震編 第3章 第27節 第2の「3 営農用資機材の確保」を準用する。

4 家畜伝染病の発生予防

地震編 第3章 第27節 第2の「4 家畜伝染病の発生予防」を準用する。

5 死亡獣畜の処理

地震編 第3章 第27節 第2の「5 死亡獣畜の処理」を準用する。

6 応急技術対策

(1) 農作物

イ 水稲

(イ) 津波による浸水があった場合は、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。

(ロ) 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

ロ 畑作物

(イ) 散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壤中の塩分を流し出す。

(ロ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ハ 果樹

被害を受けた樹園地では、ヘドロ等の堆積物を除去、園地の除塩対策を行う。また、か

ん水用の真水の確保に努める。

二 施設園芸

海水が流入して作物の根域が浸水した場合、草勢の回復は望めないので、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。

- (イ) 雨水の利用、海水淡水化装置、水道水の利用等により、かん水用の真水を確保する。
- (ロ) 漏電等を確認した上で、利用可能な資機材は防錆対策を行う。
- (ハ) 除塩や用水確保が困難な場合は、養液栽培の導入も検討する。
- (ニ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないよう対策を講じる。

(2) 畜産

イ 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

- (イ) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
- (ロ) 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

ロ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。

ハ 酪農、プロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。

ニ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

ホ 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

ヘ 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

(3) 養蚕

イ 蚕室・上蔟室の暖房器具、循環扇等の安全点検後、適正な飼育環境の確保に努める。

ロ 蚕室への浸水、蚕座の転倒や蔟器の落下があった場合、蚕座・蚕室の清掃・消毒を実施し、新鮮な桑の給与を行う。

ハ 津波被害を受けた桑園では、ヘドロ等の堆積物を除去、桑園の除塩対策を行う。また、かん水用の真水の確保に努める。

ニ 法面の崩壊が生じた場合、安全確認後に修復を行う。

7 沿岸市町の役割

地震編 第3章 第27節 第2の「7 市町村の役割」を準用する。

第3 林業

津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害の軽減が期待される海岸防災林の整備を講じる。成長した海岸防災林は、海岸景観の形成に寄与するとともに風害、潮害、飛砂防止などの効果を発揮する。

1 活動体制

地震編 第3章 第27節 第3の「1 活動体制」を準用する。

2 応急対策

地震編 第3章 第27節 第3の「2 応急対策」を準用する。

第4 水産業

地震編 第3章 第27節の「第4 水産業」を準用する。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

<主な実施機関>

県（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部、企業局）、県警察本部、沿岸市町、各防災関係機関

第1 目的

地震編 第3章 第28節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「地震等」とあるのは「地震や津波」と読み替える。

第2 二次災害の防止活動

1 県及び沿岸市町又は事業者の対応

地震編 第3章 第28節 第2の「1 県及び市町村又は事業者の対応」を準用する。

2 水害・土砂災害

地震編 第3章 第28節 第2の「2 水害・土砂災害」を準用する。

この場合において、同項目（1）中「地震、降雨等による」とあるのは「津波浸食箇所の地震、降雨等による」と、「地震による地盤沈下や」とあるのは「津波により」と、（2）中「土砂災害等」とあるのは「津波浸食箇所に対する土砂災害等」と、「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

3 土砂災害警戒情報

地震編 第3章 第28節 第2の「3 土砂災害警戒情報」を準用する。

4 高潮・高浪・波浪

地震編 第3章 第28節 第2の「4 高潮・高浪・波浪」を準用する。

この場合において、同項目中「市町」とあるのは「沿岸市町」と、「地盤沈下による浸水等に備え」とあるのは「浸水等に備え」と読み替える。

5 爆発危険物等

地震編 第3章 第28節 第2の「5 爆発危険物等」を準用する。

6 有害物質等

地震編 第3章 第28節 第2の「6 有害物質等」を準用する。

7 地震・誘発地震

地震編 第3章 第28節 第2の「7 地震・誘発地震」を準用する。

この場合において、同項目中「構造物の倒壊等に備え」とあるのは「構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え」と読み替える。

8 海岸漂着危険物

県及び沿岸市町の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

9 現場作業者への配慮

県及び沿岸市町又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、地震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

10 空き家等

地震編 第3章 第28節 第2の「8 空き家等」を準用する。

第3 風評被害等の軽減対策

地震編 第3章 第28節の「第3 風評被害等の軽減対策」を準用する。

第29節 応急公用負担等の実施

地震編 第3章の「第29節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第30節 ボランティア活動

地震編 第3章の「第30節 ボランティア活動」を準用する。

第31節 海外からの支援の受入れ

地震編 第3章の「第31節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

<主な実施機関>

県、沿岸市町

第1 目的

地震編 第4章 第1節の「第1 目的」を準用する。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等

地震編 第4章 第1節の「第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等」を準用する。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

地震編 第4章 第1節 第3の「1 基本方針」を準用する。

2 事業計画の策定

地震編 第4章 第1節 第3の「2 事業計画の策定」を準用する。

3 事業の実施

- (1) 県、沿岸市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。
- (2) 県、沿岸市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- (3) 県は、特定大規模災害等を受けた沿岸市町長から要請があり、かつ当該沿岸市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該沿岸市町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。
- (4) 県及び沿岸市町は、県道又は市町村道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (5) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内

- で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (6) 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、国及び独立行政法人水資源機構に要請を行う。
- (7) 沿岸市町は、沿岸市町が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で沿岸市町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (8) 県及び沿岸市町は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は沿岸市町が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (9) 津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、県及び沿岸市町は、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。
- (10) 県は、津波浸水に伴い土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (11) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- (12) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示する。
- (13) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災沿岸市町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- 4 災害復旧事業に伴う財政援助
地震編 第4章 第1節 第3の「4 災害復旧事業に伴う財政援助」を準用する。

第4 災害復興計画

地震編 第4章 第1節の「第4 災害復興計画」を準用する。

この場合において、同項1及び2（2）中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第5 災害復興基金の設立等

地震編 第4章 第1節の「第5 災害復興基金の設立等」を準用する。

第6 復興組織体制の整備

地震編 第4章 第1節の「第6 復興組織体制の整備」を準用する。

第2節 生活再建支援

地震編 第4章の「第2節 生活再建支援」を準用する。

この場合において、同節第3 2 中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。

第3節 住宅復旧支援

地震編 第4章の「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

この場合において、同節中第4 2 (1) 中「地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象」とあるのは「地震、津波、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象」と読み替える。

第4節 産業復興支援

地震編 第4章の「第4節 産業復興支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

<主な実施機関>

県（企画部、土木部）

第1 目的

地震編 第4章 第5節の「第1 目的」を準用する。

第2 防災まちづくり

- 1 沿岸市町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。
- 4 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 5 県は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- 6 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 7 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 8 県及び沿岸市町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努

める。

第3 想定される計画内容例

地震編 第4章 第5節の「第3 想定される計画内容例」を準用する。

第4 都市計画の決定等の代行

地震編 第4章 第5節の「第4 都市計画の決定等の代行」を準用する。

第6節 義援金の受入れ、配分

地震編 第4章の「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

地震編 第4章の「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第8節 災害対応の検証

地震編 第4章の「第8節 災害対応の検証」を準用する。